

第72回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成21年10月8日（木）

開議 午前10時

会議に出席した議員（19名）

1番	香美町	植田	隆博	2番	香美町	谷口	眞治
3番	豊岡市	青山	憲司	4番	豊岡市	安治川	敏明
5番	豊岡市	上坂	正明	6番	豊岡市	古池	信幸
9番	豊岡市	門間	雄司	10番	豊岡市	川口	匡
11番	豊岡市	木谷	敏勝	12番	豊岡市	椿野	仁司
13番	新温泉町	高橋	邦夫	14番	新温泉町	宮脇	諭
15番	香美町	浜上	勇人	16番	香美町	森	利秋
17番	豊岡市	広川	善徳	18番	豊岡市	福田	嗣久
19番	豊岡市	岡	満夫				

会議に出席しなかった議員（2名）

7番	新温泉町	植田	光隆	8番	新温泉町	岡坂	峰雄
----	------	----	----	----	------	----	----

議事に関係した事務局職員

事務局長 長谷阪 仁 志
書記 山 根 哲 也
書記 太田垣 健 二
書記 吉 田 桂太郎

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	長 瀬 幸 夫
副管理者（新温泉町長）	馬 場 雅 人
会 計 管 理 者	矢 崎 章 司
代 表 監 査 委 員	作 花 尚 久
事 務 局 長	境 敏 治
施 設 整 備 課 長	谷 敏 明
施 設 整 備 課 参 事	土生田 哉
施 設 整 備 課 主 幹	長谷阪 仁 志
監 査 委 員 事 務 局 長	樋 口 ゆり子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第7号議案～第9号議案）一括上程
一般質問
各議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第7号議案～第9号議案）
一括上程
一般質問
1番 植 田 隆 博 議員
6番 古 池 信 幸 議員
4番 安治川 敏 明 議員
2番 谷 口 眞 治 議員
4. 各議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会中継続審査議決
6. 閉会宣言
7. 議長あいさつ
8. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

議長（岡 満夫） おはようございます。

昨日から台風18号の襲来ということが予想されておりまして、大変心配をいたしておりました。議員の皆さん方にもきょうの会議が開かれるのかということで大変ご心配をいただきましたが、幸い当地方を避けてくれました。予定どおり開会できることを感謝申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員数は17名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

議長（岡 満夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議に遅刻届のありましたのは、岡坂峰雄議員、植田光隆議員であります。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

11番木谷敏勝議員。

木谷敏勝議員 おはようございます。

本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から質問を行います。質問通告のありました議員は4名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また、極力重複を避け簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて、適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行います。

次に、閉会中の継続審査議決を行って、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上でございます。

議長（岡 満夫） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第7号議案～第9号議案（職員の勤務時間等に関する条例の全部を改正する条例制定について外2件）

議長（岡 満夫） 次は、日程第2、第7号議案職員の勤務時間等に関する条例の全部を改正する条例制定について外2件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき順次議長より指名いたしますが、自席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、1番植田隆博議員。

植田隆博議員 通告に従いまして質問させていただきます。

私は、去年の8月に香美町香住区中央公民館で行われました北但地域環境フォーラムに偶然参加いたしまして、それ以前に1市2町で建設される予定のごみ処理施設のことにつきまして、建設地域が日高町の上郷地域から、地区民といいますが、賛同を得られず断念され、新たに竹野町坊岡地区の方に建設されるという話をお聞きしました。その時点では、私は一介の町民であり、ましてや

その明るる年に、春に、ことしの春ですが、行われる香美町議会議員の選挙に立候補するとは、私はよもや思いもいたしませんでしたが、偶然の偶然の続きで立候補することになり、運がよかったのか悪かったのか、無投票という結果で議員ということになり、また、この北但行政事務組合の議会議員につきましても、多分くじであったと思うんですけど、私は一応参加の希望をしたんですが、参加数が多いということで、くじの結果、私はこの議会に参加することとなりました。私の人生でいいますと、その前の年に約40年間続けましたサラリーマン生活をみずからやめまして、初めてハローワークに行ったりとか、いろんな職を探したりする、いろんな人生の体験をしたんですが、まさにこれが最高の私の、何ていいですか、還暦を前にした年による思いも寄らぬ事態になったという今の現状がございます。

こんな話はしたくなかったんですけど、きのうたまたま出石の方である講演会がありまして、私、ずっと、郷土が生んだ斎藤隆夫先生という、あの人の伝記を読んだりしまして、好きなもので、10年以上、20年ぐらい前ですかね、香住でもそういう講演があったり、出石であったりして、きのうで4回目か5回目の参加になるんですけど、そのときに話されたお二人が前段で、何ていいですか、縁というものを話されたので、ちょっと私も気取ってこんな話をしてみましたけど、つたない話で申しわけありません。

それでは、質問に移らせていただきます。

質問は4項目あります。第1に、ごみ減量化と施設規模について、2番目に、建設地域の環境整備について、1として地域振興計画の進捗状況、もう一つは新しい要望は出てるか、それと3として先進地視察の状況について、4番目に反対運動について、この4項目についてお尋ねします。

まず最初に、ごみの減量化と施設規模についてですが、現在予定されている施設規模は、現在、豊岡市、香美町、それと新温泉町のごみ処理の合計といいますが、1日当たりの限度が198トンということになってるんですが、新しい施設は174トンまでは1日処理できるというふうになっております。

そこで、今後、高齢化、人口減少、それとごみの分別が進みましたら、この174トンという規模がもっともっと減るんじゃないかと思うんですけど、減った場合についても、現在進めている施設の計画としては24時間ずっと稼働するというふうになっておりますが、減量化がもっともっと進んでもそういうふうに24時間稼働されるのかどうか、そこをお尋ねします。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） ご指摘がありましたように、今の174トンの施設規模というのは、現時点でのごみの減量化の実態、あるいは今後の見通しを踏まえたものではなくって、計画がスタートしたころの、一度見直しをしておりますけども、以前の見通しに基づいてのものでございます。

その後、計画を上回ってごみの減量化が進んでおります。例えばですが、一般廃棄物処理基本計画によります平成20年度のごみの量、計画上の数字は5万550トンでありました。これは1市2町合わせてであります。しかしながら実績としては4万2,289トンでございまして、計画を16.3%上回っ

で減量がなされているということがございます。

したがいまして、当然今後の推移を見た上で、施設規模自体を再検討する必要がございます。これはもういよいよここがタイムリミットだと、施設規模をもうここで決めて発注をしなければいけないというタイムリミットがございますので、そのぎりぎりの段階で改めてごみ量の推計をした上で施設規模を決定したいと、このように考えております。

それで、これが私たちの計画、私たちの行動がうまくいって、ごみの減量化がさらに進んだ場合に、24時間連続運転をそれでもするのかというお尋ねがありました。それはもうやらなければいけないという判断に立っております。

理由が幾つかございます。一つは、なぜ香美町、新温泉が1日8時間運転をやって、豊岡は24時間運転ですけれども、これを一つにしてわざわざ24時間運転するのかというと、決定的に重要なのはダイオキシン対策であります。ダイオキシンはもちろん発生したものが外に出ないようにつかまえるということも大切であります。もっと大切なことは、そもそも発生の量自体を減らすということです。ダイオキシンは、300度前後で物が燃えるときに最も発生しやすい物質であります。ですから、300度ぐらいの温度の時間をどれだけ短くするかということが発生量を抑制ということに大きく寄与いたします。8時間連続運転といえますのは、毎日スイッチを入れて、毎日スイッチを切ります。つまり気温と同じ状態から、スイッチを入れますと、それが約800度とか850度まで上がります。この間に300度帯を必ず通過をいたします。夕方に今度スイッチを切りますと、850度ぐらいから今度は20度とか、通常の気温まで下がりますので、この間にもう一度300度帯を通過いたします。したがって、香美町と新温泉の施設は必ず毎日朝晩にダイオキシンが発生をすると。24時間連続運転となりますと、3カ月ぐらいぶっ通して24時間連続でやりますから、立ち上げと立ち下がりか3カ月に1回だけで済むと、両方合わせて2回ということですので、ダイオキシンの発生量自体を下げることができます。このようなことから、実は広域化ということが日本全体で行われて、24時間連続運転の方向へ動いてきたということがございますので、ダイオキシン対策という環境対策を徹底するためにも、これは24時間連続運転をしなければならない、このように考えております。

さらにもう一つございまして、実は毎日立ち上げるということは、毎日助燃剤を使う必要がございます。火をつける。そのために重油を使ってるわけでありましてけれども、つまり8時間連続運転というものは毎日助燃剤を使うこととなります。ところが24時間連続運転となりますと、そのところがもう最初るとき、何かの事情で温度が下がったとき、こういったときに限られますので、重油の使用量がかなり違う。ということは、CO₂対策にもいいということがございます。このようなところから、24時間連続運転をする必要がある、このように考えているところです。

議長（岡 満夫） 1番植田隆博議員。

植田隆博議員 後段の説明は、前回視察に行ったときにお聞きしましたので、私も理解しております。

それでは、減量化を進めて、当初1日174トンでスタートしたけど、見直していくとまだどんどん減ってきていると、それと施設自体もまだ決定をせずに、マックスの174トンを下げた施設も考えるというふうには受け取れたんですが、そのとおりですか。

議長（岡 満夫） 中貝管理者。

管理者（中貝宗治） それはそのとおりです。

議長（岡 満夫） 1 番植田議員。

植田隆博議員 わかりました。

それでは、ごみの減量化と施設規模についてという項目は質問を終わりにして、続きまして、建設予定地の環境整備について、1 番、地域振興計画の進捗状況をお尋ねします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） それでは、地域振興計画につきまして、進捗状況をご報告をさせていただきたいと思っております。

地域振興計画につきましては、昨年の12月2日の基本協定の締結をもって合意いただいたということでございます。再掲事業いしまして、重複する事業があるわけですが、それを除きまして、全体では59の事業が載っております。20年度中には構成の1市2町の共同で経費負担したものの2件でございます。治山事業ですが、2件が完了しております。それから、豊岡市において経費負担したものの3件、これは舗装修繕とかそういったものですが、これを豊岡市の方で実施いただいて、済んだということでございます。

平成21年度の状況ですが、豊岡市の一般会計予算におきまして、1市2町負担事業ということで、8事業でございます。金額で申し上げますと3,153万5,000円です。豊岡市の単独事業としては7事業、1,817万5,000円、これを予定いたしております。そのほかに県事業でも里山防災林の整備事業が実施中と、このように伺っております。

豊岡市におきまして実施を予定されていた事業、これについては各事業とも順調に実施されております。地区集会施設の改良事業助成、あるいはまた備品充実事業助成など、一部事業は完了したと、このように伺っております。

なお、坊岡区の方で21年度に実施を予定されておりました有害鳥獣の防護さくの設置につきましては、里山防災林の整備、この施行が終わった後にした方が事業効果が得られるという判断がございまして、22年度施行に1年繰り下げられたということでございますし、坊岡区内の治山事業につきましても、地区の集会施設の裏山に位置するということから、この改築整備事業と密接に関連するというので、地元の意向を踏まえまして実施時期を先送りされると、このように伺っております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 1 番植田議員。

植田隆博議員 それでは、2 番目の新しい要望といいますが、特に坊岡とか森本地域に限って、もし新しい要望が出ておりましたらおっしゃってください。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 坊岡区並びに森本区からは、例年豊岡市に対しまして区の懸案事項に関して要望書が提出されております。今年度も同様に、それぞれの区から要望書が豊岡市の方に提出されたらと、このように伺っております。

要望の中には、地域振興計画に載っております事業も入っております、早期推進を望まれておる、そういったものもございます。地域振興の中の基本方針の中で、社会・経済情勢の変化などに対応して掲載事業の変更、追加及び削除を行うことができる、このように記載はいたしておりますけれども、現在のところ地域振興計画への追加の要望などは伺っておりません。以上でございます。

議長（岡 満夫） 1番植田議員。

植田隆博議員 わかりました。それでは、2番の建設予定地域の環境整備についての項目は質問を終わります。

続いて、3番目の先進地視察の状況についてということで、現在までに多分4カ所ぐらい行かれてるんでしょうが、奈良県の桜井市とか、京都市、加古川市、岡山市と行かれてるようですが、全部といいますか、先進地の視察の行くところが全部違うわけですけど、例えば同じ設備の方式といますか、何かこれストーカー方式でやるというふうに聞いているんですが、同じような容量のところ、それを別々に行かれたのか、それとは全然もう関係なしにこちらの都合で行かれたのかかわりませんが、要は新しくつくるという施設と似たような施設へ行くということが、私の個人的な考えというか、そういうところに行くのなら理解できるんですけど、全部行くところが違うので、何か理由があるのかどうかお尋ねしたいです。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 今のご質問は、決算資料の中で、主要な施策の中でこういったことが書いてありますので、それでご質問だと、このように思っております。

それで、今回整備しようとするストーカーあるいは同じような規模、そういったところへできれば視察へ行きたいというふうに思っておるわけですが、視察先についてはなかなか、いろいろと交渉しておりますけれども、難しい面もございます。休日の視察の受け入れというのは、現実としてなかなか受けていただけないところがないというのも実情があります。休日となりますと、炉は動いておるんですけども、職員さんが休みですので、お願いするとなると職員さんが出てこんなと、こういうようなこともございますし、それから、休日ということになりますと、収集車がほとんど出入りしないということもございまして、我々といたしましても、できたら平日に見ていただきたい、このように思っております。ただ、行く方の立場からすると、やっぱり休日しか行けないということもございまして、休日をお願いできる場所、あるいはまた平日でもお願いできる場所、それから、一人の方が重なって行かれることもございますので、同じとこというよりも場所を変えてということになると思います。したがって、多くの方にいろんな施設を見ていただいて、理解を深めていただくということで視察を行っておりますので、あえて異なった施設の視察を行ったということでございます。

具体的には、候補地決定後に森本区、坊岡区の方を対象に、設備や施設の稼働状況などについて理解をいただくということで、今日まで3回の先進地の視察をお願いいたしております。多くの方々に参加をいただきたいという考え方で、桜井市には休日視察をお願いし、受け入れていただきました。また、休日の施設の視察では、先ほど申し上げました搬入車両がないというようなことで、

若干見ていただきたい分が見れないということがございます。そういったことで、平日の稼働中に京都市、あるいはまた岡山市の方の視察に行っていたというところでございます。

さらに竹野の区長協議会を対象に、奈良県の橿原市の方に、あるいはまた竹野町民を対象に、公募による視察ということで、加古川市の方に行っておりました。これは両区の区長さん、あるいはまた区民の方にも参加をお願いするというので、同じ場所というよりも、むしろ異なった視察を選定いたしましたところでございます。以上でございます。

議長（岡 満夫） 1番植田議員。

植田隆博議員 それでは、これに関連しまして、ちょっと質問を申しておりませんでしたけど、例えば行かれた方々の意見とか思いというのは、事務局でとられたことがございましたら、どういう意見があったとかいうのがありましたらお答えください。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 私も随行させてもらっておるケースが多いわけですけども、最新の設備等もございまして、現場に行くと、例えばプラットホームなんかに入りますと、においもあんまりしない。においがしないなというようなことも聞いておりますし、それから、室内等についてもきれいな格好になってますし、それから、場所によりましたらいろんな施設見学できるような案内がついております。子供さんにとってもわかりやすいような、要は見学できるような施設を配置されておりました。そういうところについても見ていただきながら、感心もしていただいております。私の耳に聞こえたのは、こういう施設というのは、どういうんですか、これからの施設はこういうものだなと、こういうようなことは私の耳には入っておりますけども、違うところではわかりませんが、私の耳にはそういうふうに聞こえております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 1番植田議員。

植田隆博議員 わかりました。この3番目の質問もこれで終わります。

最後、4番目なんですが、反対運動について、現在の反対運動の状況をお尋ねするんですが、去年の8月に香美町でありましたフォーラムのときに聞いた話では、私はおおむねほとんど地域住民からの理解はいただいて、私の聞いた耳では、ほとんどオーケーであるというふうに聞いたんですが、ここに来て若干反対運動的なこと、私どもにもそういうのが届いておるんですけど、去年8月に思ったことと、現在も同じような感じで思っておられるのか、それとも変化があるのかということはどうですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 実は昨年度、環境フォーラムという格好で2回させていただきました。8月3日には香美町の方にお世話になりまして、環境フォーラムをさせていただき、その席で管理者の方が、基調講演という格好で事業概要の説明をさせていただきました。その中で、一番最後の方だと思いますけども、若干反対の状況があるということは報告させてもらったところでございます。ただ、8月3日という時点と、それから実は反対運動といいますが、それが7月の終わりから反対看板が出てきたり、それから7月の終わりに反対陳情が出てきたということがございまして、その

直後のフォーラムということもございまして、若干時間的な差がなかったもので、そういう報告し
かできなかったと思います。そのフォーラムの後、次第に反対活動もエスカレートしてきたという
ことでございますので、若干時間的なずれがございまして、その点、よろしくお願ひしたいと思
います。

議長（岡 満夫） 1番植田議員。

植田隆博議員 というのはあれですか、要は去年の8月と現在では、ちょっと反対運動が強いとい
うふうに思っておられますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） フォーラムの以降、例えば立ち木トラストがあつたり、不売宣言等がござい
ますので、相当活動もエスカレートしてますので、相当反対運動も盛んになってきておるとい
うことでございます。

議長（岡 満夫） 1番植田議員。

植田隆博議員 こういうごみ処理施設とか、その他下水の関係もそうなんですけど、人間にとって必
ずこれは必要なものでありますし、我々もこれが建設される地域のことと思わず、全員が、住民み
んながこういうことは問題としてとらえるべきだと私は思っております。今後、こういう施設推進
に当たるに際して地域住民との対話を十分にされまして、何ていいますか、例えばこれが完成した
ときには、反対運動の中で建てたというよりも、住民の理解を得て建てられたというふうに、これ
を利用するみんながそう思うように、建設地域の地区民はもちろんそうなんですけど、なるように、
事務局といいますが、この事業に携わる方にはそういう方向でこういう話を進めていただきたいと
思います。その点について、どうですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 今までからそういう話をさせていただいてます。我々といたしましても、と
にかく事業をさせてもらう以上は、地区の活性化もしたいし、その辺も理解していただいて、村も
よくしましょう、こういう話の中でお願いしておるところでございます。今後も引き続き理解をい
ただくように努力してまいりたいと、このように思ってます。

議長（岡 満夫） 1番植田議員。

植田隆博議員 わかりました。

それでは、時間は残しますけど、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

議長（岡 満夫） 以上で1番植田隆博議員に対する答弁は終わりました。

次は、6番古池信幸議員。

古池信幸議員 では、4点にわたりまして質問いたします。

施設整備検討委員会についてお尋ねいたします。検討委員会の構成はどのようになっています
か。人数は何名ですか。また、ふさわしい資格はどのような資格を持った人が何人おられますで
しょうか。公募による委員は何名ですか。検討委員会の設置期間はいつからいつまでですか、お尋ね
します。

それから2番目は、環境影響評価の進捗状況についてお伺いいたします。今までに完了した調査があれば、その種類と結果について説明をお願いします。土地への侵入を拒否している方々がおられます。それらの土地への侵入をされたことがありますか、答弁をお願いします。立ち木トラストが行われておりますが、アセスメントの関係は何かございましたか、お尋ねいたします。それぞれ進捗状況との関係でのご説明もお願いいたします。今後行われる予定の環境影響調査はどのようなものがあり、その始まりと完了の予定はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

用地買収について。37.4ヘクタールの土地、背後の山の稜線までをその範囲とされておりますが、1億2,500万円の根拠について、その目的と単価についてお尋ねいたします。また、補償金7,100万円の算定根拠について説明をお願いします。また、買収後の維持管理については、その主体はどこになりますか。歴史との遭遇ゾーンについては、具体的にはどのような企画がなされるのか。歴史的事象に出会うには遊歩道の設置や安全管理が必要となりますが、その設置経費と維持管理経費はどのように見積もられておりますか、お尋ねいたします。

進入路について。8月20日付の資料が配付されました。右岸道路とした場合の図面であります。この進入路の企画はどのようになっていますか。日常的に地域の方たちが農作業などをされておりますが、交通安全対策はどのようになりますか、ご説明をお願いいたします。進入路予定路線の中に土地は売らないと言っておられる方があるのかないのか。国道からの進入とのことでありますが、その付近にはこのたびの歴史との遭遇ゾーンと木谷川との間はかなり広い用地買収予定地になっておりますが、その部分についても土地は売らないと意思表示をしておられる方はありますか、お尋ねいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） 私からは、施設整備検討委員会についてのお尋ねに関してお答えをいたします。

今考えております施設整備検討委員会につきましては、今回買収を予定しております37.4ヘクタールの施設周辺も含めたエリアでの循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みについて検討をお願いしようとするものです。具体的には、施設が備える啓発機能、これは修理・再生の場、それから展示・提供の場、それから情報提供・学習の場、地域活動・コミュニティー形成支援の場等の施設整備計画や、施設周辺整備のあり方等について検討をお願いするものです。

今回地元の皆さんといろいろと接触する中で、反対を唱えられる方々から、こちら側の職員がお聞きしている意見の中には、整備しようとする施設の煙突からは黒煙がもくもくと上がり、施設周辺の河川は汚れ、往来する車の騒音、臭気への不安、あるいはダイオキシンがばらばらと降ってくる、こういったおよそあり得ないようなことを行政側の職員に訴えられる方もあります。そのような状況でございますので、この方々の理解をきちっと得るといふ努力はもちろんでありますけれども、施設ができた後も、その施設の安全性でありますとか、あるいは環境への取り組み等についてもしっかりと理解をいただくような機能を備えていく必要がある。このような観点から、この委員

会を設けようとするものであります。

委員には、施設や自然環境に学識経験をお持ちの方を4名、構成市町の環境衛生団体等の関係者3名、地元区に選出をお願いする方2名、構成市町の職員1名のほか、幅広い意見を求めるため、構成市町内住民からの公募委員3名を募り、総勢13名で組織したいというふうに考えております。ただ、公募委員の3名につきましては、そのようなことで公募させていただきますけれども、応募状況によって3名が必ず確保できるかどうかわかりませんので、この点はそのような留保条件がございます。

委員の任期につきましては、所掌事務が終了するまでということで、多少幅を持たせて考えたいというふうに思っております。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 生活環境影響調査の進捗状況についてご報告をさせてもらいたいと思います。

昨年12月、森本区及び坊岡区との基本協定締結後、生活環境影響調査の業務を発注いたしました。本年の3月から施設周辺の大気質、あるいはまた水質、振動、騒音、悪臭の法定項目のほか、動物や植物などの地域特性を考慮した項目の現地調査を来年2月までの1年間実施いたします。そして施設が稼働した場合の周辺への影響を予測し、評価するという事にいたしております。

調査項目によりまして、1年間連続で行うもの、あるいは春夏秋冬の四季ごとで行うものがございますけれども、3月の調査開始以来、すべての調査項目におきましては順調に調査が進んでおります。9月末現在で、現地調査に関しましては約65%は完了いたしておるところでございます。

今後はということでございますけれども、1年間連続でするものもございまして、それから上昇気象だとか大気質調査、これも1月もやりますし、それから騒音、振動、交通量調査、これもまた今後も行います。継続して行いますので、その点、ご理解をお願いしたい、このように思っております。

完了予定の関係ですけれども、これにつきましては、来年の3月31日を予定いたしておるところでございます。

それから、侵入した者がということでございますけれども、それについては我々は業者にもくれぐれも言っておりますので、そんなことはないものと、このように思っておるところでございます。

それから、用地買収の関係でご質問をいただきました。37.4ヘクタールをお願いするということでございますけれども、施設建設には建物本体の敷地に加えまして、防災の調整池、あるいは進入道路、またこれに関するのり面等が必要でございます。それから、廃掃法の9条の4の規定によりまして、一般的に廃棄物処理施設周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図ることと、このようにされております。また、平成19年3月に策定しました施設整備基本計画におきましても、新施設は環境、資源やリサイクルに関する情報提供、学習の場としての機能、あるいはまた集会、イベント等の地域活動、コミュニティ形成支援の場としての機能、こういった啓発機能を必要といたしております。そのため、組合では、循環型社会の実現にふさわしい先進的な施設整備を進め、環境保

全を基調とした整備を図るということで、買収エリアを木谷川南側から山の尾根までの約37.4ヘクタールを買収する計画といたしたところでございます。

買収単価のことがございましたけども、これにつきましては、各地権者との交渉が控えておるといことがございますので、この点、ちょっと差し控えさせていただきたいと、このように思っております。

それから、施設管理の関係でご質問がございました。この辺は今後の、今、管理者が申しあげました検討委員会で議論をしていただくわけですけども、周辺環境の保全を基調に適正管理に努めてまいりたい、このように思っております。

それから、この中で歴史ゾーンのご質問もいただきました。歴史との遭遇ゾーンというふう以案としてお示ししておるわけですけども、一つには、試掘調査によりまして、文化財も出土いたしております。この辺のところでは保存と古代の暮らしについて考える、こういったゾーンを考えておりますし、それから、里山復元という考え方で、薪炭、薪とか炭ですけども、昔はそういった利用が当たり前だったわけですけども、今の地球環境問題、それから有害鳥獣問題、こういった問題に直面して現代社会で何か次に向かう暮らし方のヒントがないのかなと、こういう考え方で、歴史との遭遇ゾーン案という格好でお示しをいたしております。これは一つの案でございます、今後、検討委員会でまた検討いただくということですので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから、進入道路の関係でご質問をいただきました。企画、それから交通安全対策等でございますけども、進入道路につきましては、施設内道路として整備するものでございます。道路構造令3種4級を適用いたしまして、片側車線、幅は2.75メートルの2車線、それから、車道の両端には0.75の路肩を設けて、全幅7.0メートルの道路を計画いたしております。

交通安全対策でございますけども、施設への搬入・搬出車両の安全対策のため、進入道路部、これは施設内の道路の部分でございますけども、速度規制を考えております。それから、主要地方道との交差点でございますけども、兵庫県の公安委員会と交差点協議を行いまして、歩行者及び車両の安全が確保できる交差点計画を行いたい、このように思っております。

それから、今の不売土地との関係でご質問もいただいております。施設への主要地方道日高竹野線から約860メートルほどの道路計画をいたしておりますけども、施工地内には、施設に対してまだ理解をいただかず、土地の不売を宣言されている地権者がおられます。引き続き事業の必要性、あるいはまた安全性などについてご説明を申し上げ、用地買収のご協力をいただけるようお願いしてまいりたいと、このように思っております。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 お尋ねします。検討委員会の概要、人数等、いただきましたが、環境問題に学識があるという言い方でありましたが、資格をお尋ねしたんですが、これはいかがですか。どういう資格を持っておられますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 資格ということでなくて、例えば施設について明るい方、あるいはまた自

然環境に明るい方、こういった学識経験者をお願いしたい、このように思っているところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 それの判断基準というんですか、それはどういうところから求められるわけですか、4名の方々について。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 予算が議決いただきました改めてお願いするわけでございますけども、今回の施設整備に関して、その道に明るい方、あるいはまた大学の先生、こういった方を予定してまずし、それから、自然環境という部分では生き物について明るい方、あるいはまた植物に明るい方、そういった方、できれば地元の方、こういった学識のある方をお願いしたいなと、このように思っておるところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 専門分野の方もあるわけでありますが、政治的に中立性の保たれた方々なのかなという、私、心配しておりまして、明るいという漠然とした言い方で選ばれた場合、なかなかふさわしい方だなという判定をするのは難しいと思うわけでありまして。だから明るいという言い方というのは余りにも漠然とし過ぎていると思います。それから、政治的な中立性というんですか、建設ありきで事に当たるという方だと、明るいという意味が、建設を推進する立場での明るさということになるかと思うわけですが、そこのところはどのようにお考えでしょうか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） まだ直接お会いしてお願いできてない方もございますので、我々もそういうつもりでお願いするというぐらいのことで、やっぱり今申し上げましたそういった明るい方をお願いするというところでございますので、よろしく申し上げます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 建設ありきでの学識という点では、甚だ私は問題があろうかと思っておりますので、その点は慎重にお願いしたいと思っております。

検討委員会にはどのような権限が付与される予定ですか。検討委員会の調査結果というんですか、検討結果、これの扱いはどう考えておられますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） あくまで今考えております所掌事務ということで、委員会についてはやっぱり調査して検討していただく、こういった段階でございます。今の思いはその辺の段階いうところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 私の質問は、委員会だからどういう権限が付与されていると、委員会としての調査には、地元の方への聞き取りやら、それから現地の調査、いろんなことがあろうかと思うわけですが、特別な権限が付与されるのか、そういうものは付与されないのか、そこのところはどうか

んですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） あくまでも提言というふうなとらまえ方をしていただいたら結構かと思いません。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 ということは、現地に直接足を踏み込むということはあるんですか、ないんですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 例えば施設の整備計画もそうですけども、施設の周辺環境の保全、そういったことも今回お願いするわけですので、当然そうなりますと施設も、あるいはまた施設の周辺も見ただく必要もあろうかと思えます。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 ということは、特別な権限はこの委員会には付されないということですか。確認のために、しつこいようですがお尋ねします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） その辺の意図がちょっとわからんわけですけども、先ほど申し上げました提言程度ということで我々は思っております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 私は、検討委員会だから、そのけそのけと言って入る権限は付与するべきでないと考えておりますので、今の答弁、提言程度ということでございますから、よろしく願いいたします。

整備基本計画との関係、この検討委員会の結果報告が出るわけではありますが、この整備基本計画、19年3月に北但行政事務組合が調製いたしました、これとの関係はどのようにお考えになっておりますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 以前発注した基本計画につきましては、施設を中心としたあり方をお願いするわけですし、今回は、どういうんですか、啓発機能の整備計画、あるいはまた先ほど申し上げました施設周辺の環境の保全方策、この辺について議論をいただきたいというのが今回の検討委員会の内容でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 ということは、今回は施設については検討されないというふうに見たらいいですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 焼却施設とか、そういったものじゃなくって、リサイクルセンターとか環境学習の機能の分、そういった分野についてご提言いただきたい、このように考えております。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 ということは、施設の機能とか規模とか、そういうふうなものについては整備基本計

画、これがもとになってこれからもいくと、今回の設置されようとしておられる施設整備検討委員会ということについては、名前が施設整備というふうに書いてありますから、以前に計画ができていのに、さらにまた別な方を委嘱して施設整備ということの検討をされるのかと、私は疑問に思いましたのでお伺いしておりますが、その区分けというんですか、仕事の割り振りはきちっとできておるんですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほど申し上げたわけですけども、施設の基本設計の分といいますのは、焼却施設を中心とした、そういった分野、それから今回の検討委員会をお願いするところは、啓発機能、例えば修理・再生の場、あるいはまた展示・提供の場、あるいは情報提供・学習の場、それから地域活動・コミュニティ形成支援の場、こういったところの分野、あるいはまた施設周辺の整備のあり方、こういったところについて検討をいただいて、ご提言をいただく、このようなことでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 それでは、次の環境影響調査の進捗状況についてお伺いいたしまして、答弁をいただきました。来年の2月まで一応調査をして、3月31日には報告を出すというふうなことで答弁がございました。その中で、私が耳にしておりますのは、業者が土地に入ったことについて抗議を受けられて、そこから出られたというふうに聞いておりますが、そういう事実はないんですか。先ほどの答弁では、業者にはちゃんと言ってあるから、侵入の事実はないというふうに答弁されましたが、いかがですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） そのようなことは報告を受けておりません。以上でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 私はそういうふうに耳にしておりますので、大変大事な問題でありますから、今の件についてはまた私も今後も調査いたします。

それで、大体最低1年となっておりますが、このアセスメントにつきましては、物によってはもっと長期間すると。私たちも視察に行きました先では3年、4年かけて調査をしたというふうなこともあるようでありまして、終了年限を今おっしゃいましたんですが、そう簡単なことではないのではないかと、いろんな事態、それから推計をする資料の作成、そういうふうなことについては終了年限というのを確定できないんじゃないのかなというふうに思いますが、これはあくまでも目標とされているのか、このときまでにはもう全部終わってしまうんだというふうなことになっておるのか、その状況についてはどのように把握されておりますか、お尋ねいたします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほど申し上げたわけですけども、一応現地といたしましては来年の2月で完了すると、このような予定でございます。ただ、今言われたとおり、あと結果、まとめ、あるいはまた予測評価等ございますので、その辺で若干時間を要すると思います。工期は3月31日にして

おりますので、できるだけ努力いたしたいわけですが、場合によったら若干その辺のずれは出てくる可能性もございます。今のところでは3月31日を目標といたしておるところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 一つ中身についてお尋ねしますが、大気の状態についてはどの辺まで調査が進んでおりますか。地形を見ますと、やはり山に囲まれたといいますか、山に挟まれた状況の中に施設の本体が設置されるというふうな予定であります。大気の状態は今までの調査ではどの程度明らかになっておりますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 大気の関係で、上昇気象あるいは大気質の調査ということで、4月も、それから7月もやっております。また、10月、1月もいたします。そういった中で、若干報告を聞いております。大気質、水質、臭気、こういったものについては環境基準を大幅に下回っておるということでございまして、これについては施設が稼働しても施設周辺に何ら影響があるとは思われないような数字が出ておるという状況でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 天候によって排気ガスが、煙突が59メートルですが、それからどこら辺まで上がっていくと考えられるのか。天気によっては大気質が沈殿状態というんですか、そういう状況が生まれるというふうに、地元に住んでおられる方は日々そこで暮らしておられるわけですから一番よくご存じなんですが、年に4回の調査で、煙突から出るものが本当に拡散されるのか、いやいや沈殿というんですか、周囲の村をある程度覆う時間もあるぞというふうなことになるのか、そこはどのように現時点ではなっておりますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 今調査しておりますのは現況調査でございますので、今後、例えば施設配置をしたときに排気ガスはどういうふうになるか、これからの予測評価になります。今は現地を調査して、今の、どういうんですか、状況を調べておるということでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 ということは、先ほどの答弁は、影響がないという、4月と7月に調査された点では大幅に基準を下回っているから影響はないというふうな答弁ですが、私はまだ言い切れないと思いましたが、今のような質問をしております。もちろんこの影響調査は予測調査でありますから、よほど慎重にいろんな角度から予測しないと正確な調査結果は得られないと思うわけでありまして、特に大気の状態について、あそこの坊岡・森本地区の建設予定地については、大気の状態がよく動く状態の地区なのか、大気はそんなに動かないという地区なのか、そのところは把握されておるんでしょうか。

議長（岡 満夫） 谷施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 今、調査をしまして、どういう気象状況か、風の流れはどうか、そういうものを通年で調査をしておりますので、その結果を踏まえて予測評価をするということですし、

先ほど申し上げましたのは、今の状況が環境基準に対して低い値が出ているということでございますし、今度新しい施設につきましては、自主基準をより厳しいものを設定してやるということから、先ほど局長が答弁申し上げましたようなことになるというふうなことで予測しておるといふようなことでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 4月の何日だったかわかりませんが、それから7月と、そのときの気象状況はどういう状況で調査されましたか。気温、それから風の向き、風の速さ、それから雲はどの辺にあったのか、この辺の、4月と7月はもう結果が出ておるわけですから、どういう状況であったのか、ご答弁いただきたいと思います。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとご答弁についてはご容赦いただきたいと思います。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 地元に住んでる方にとっては、この環境影響調査というふうなものは義務づけられておりますからされるというふうなことでありまして、この影響調査のやり方について、例えば1年間ずっと通しての調査が行われて、あるときにはなかなかこれは大気が動かなかったな、あるいはあるときはよく動いたなというようなことがわかる調査であれば、調査の、何ていうんですか、それを勉強してみようと、ここはこういう状態なんだなということがわかると思うわけでありまして、特別な日に例えば1日だけ、4月のある1日、7月のある1日だけを選んだというのでは、365日の中の4回なら4日しかないわけです。ということは、信憑性というんですか、状況把握には甚だ不十分な状況であると言わざるを得ないかなと思って心配して、予測が正しい予測になるかどうかという点では甚だ私は資料としては不十分なものであると思うわけでありまして、いかがですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 四季ごとにやるというふうに申し上げたわけですが、一つの春なら春、7日間連続してやりますので、例えば天気がいい日とか悪い日とか、そういうのじゃなくって、1週間続けておりますので、そのようなことはないと思います。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 私は、そういう点で、先ほどの質問させていただきました4月と7月の結果については、早急にご答弁をいただきたいと思います。

用地買収について、37.4ヘクタールというふうなことで、単価については答弁が今差しさわりのあるからできないというふうなことでありますが、1億2,500万円という予算計上がされているということは、積算根拠があるはずなんですね。ですから、私は逆に単価が出てくるんじゃないかと思って質問いたしました。そこはいかがなんでしょうか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 一応単価で算出はいたしておりますけども、単価のご答弁についてはご容赦

いただきたいと、このように思っておるところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 この該当地域には何名の地権者がおられますか、お尋ねいたします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 地権者数としては32名でございます。共有も一部ありますけども、共有を分けた場合に32名でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 この方々は森本区あるいは坊岡区に住居を持っておられる方ですか。すべてがその方ですか。それともそれ以外の地域の方もございますか。お尋ねします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 森本区、あるいはまた坊岡区もございますし、それ以外の方もございます。

また、出身者の方もございます。それも含めて32名でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 これの内訳についてはどのようになっておりますか。

議長（岡 満夫） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

境事務局長。

事務局長（境 敏治） 地権者の関係で、世帯で申し上げますと、例えば世帯というのは出身者も含めてということでご理解いただきたいですけども、坊岡区の方では14世帯、それから森本区の方では10世帯、その他が7世帯、トータルしたら31世帯になるわけですけども、今申し上げました共有というのがございますので、それを一緒にすると31世帯ということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 わかりました。

それから、所有地の境界確認、これはできておりますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 今回37.4ヘクタールをお願いするわけですけども、筆買いをさせていただきたいと、このように思っておるところでございます。したがって、境界の確認はいたしていません。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 この売買の形態の中で、境界確認ができないという、あるいはしないで買収ができるかという点が私は大変疑問に思っておりまして、以前から筆買いという言葉の説明されましたが、実際、買う方と売る方と、現実の問題となったときに、私が世帯主だとしたら、家族や子供たち

にこれだけの面積をこれだけで買っていただいたというふうな説明をするときに、どこからどこまでがうちだったんだというふうなことは必ず出てまいります。だから少なくともこういう公が土地を買い上げるという場合には、隣地の方との境界も納得された上で、ここからここまでがAさん、ここからここまではBさんだと、その筋はここですよというふうなものがなければおかしいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 今回、一固まりの土地をお願いし、最終的には組合名義で取得するということになるわけですが、その中で境界立ち会いして実測を出すというのは、やっぱり経費のこともございますし、そういった面で意味をなさないんじゃないかと。今までもこういった場合には筆買いということも、そういうこともやっておられますし、今回も筆買いでお願いしたい、このように思っておるところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 この買い付けの方法というんですか、この方法自身に皆さんの納得が得られるというふうに考えておられますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 7月の土地関係者会議でその旨を説明申し上げました。特に異論のある方もございませんでした。欠席者の方についても資料を持ってお願いに回りました。その辺の説明をする中で、特に異論のある方はなかった、このように思っております。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 それから、歴史との遭遇ゾーン、これについて答弁がございました。私は、何か施設をつくってしまうと後々の維持管理が必ず出てまいります。もちろん設置する経費も出てまいります。これらの維持管理については、北但行政事務組合が行うというふうに考えられるわけですが、それはどうなんですか。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 最終的には組合が責任を持つということになるかと思います。ただ、その辺の管理の仕方については、検討委員会とも議論をしていただく中で考えていきたいなと、このように思っております。

管理と申し上げましても、検討委員会で議論がどういうふうになされるのか、まだ未定の部分がございますけども、基本的には保全管理、保全を基調としておりますので、そういった間伐だとか、そういったものの管理が主になるんだろうと、このように思っておるところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 組合が責任を持つと、一応基本的にはそうなるだろうと私も思っておりますが、そういう場合に、検討委員会の議論がこの背後の山々を、37.4ヘクタールという大変大きな規模のものでありますが、買い上げることについて、本来業務の4ヘクタール程度で済むと言われる土地の買収と比較しますと、余りにも大きな規模のものを買収しようとしていると。議論としては、環境と

か、それから啓発とかいうようなことをするんだとおっしゃっておりますけれども、余りにも投資のお金が大きいの、投資の効果という点ではどうなのかなという感じを受けました。ですから、この37.4ヘクタールもの土地をあえて買わなければならない積極的な理由というのを思い浮かべることができません。そういう点で、私は、今回の予算の提案の仕方にも及ぶわけではありますが、検討委員会で検討した結果、この背後の山、稜線までも買収することが理解を得られるということになるという、検討委員会の報告を受けてから予算計上ということならわかるんじゃないのかなというふうに思ったわけではありますが、順序が逆になっている。この点については、大変面積が大きいというふうなことがありますので、ちょっと心配といえますか、おかしなやり方だなと思っておりますが、どうなんですか、そこのとこの議論は。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 検討委員会に諮るというよりも、組合としては、37.4ヘクタール、これが必要なんだと、こういう考え方でありますので、それでもって、その中身について、整備のあり方、保全のあり方、これについては検討委員会に議論をお願いするというふうな考え方をいたしておりますので、検討委員会に相談してということは考えておりません。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 ある議論の中では、一部だけ買収して、例えばその先に自分の土地があっても、結局使いにくいから、売る方の立場に立つと、全部買ってあげないと仕方がないんだというような議論もあったんじゃないですか。今の啓発だとか、ああいうふうな話とはまた違う要素の理由がこの大きな面積になったということはないんですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） それは補足的な必要性ということになるかと思います。確かに例えば平場だけをお願いして、要は山地の上部だけ残されるということになると、地権者方も大変抵抗感を持たれるだろうと、このように思っておるところでございます。ただ、我々は、それも含めて37.4ヘクタールを必要だと、こういうふうに考えております。

今回の施設ですけれども、従来の施設のように単に廃棄物の処理施設を整備するという観点ではなくって、周辺環境、あるいはまた周辺の生態系等との共生に配慮した施設整備を目指しております。我々も地区に対して施設の受け入れをお願いして今日来ておるわけですが、施設の整備ということになりますと、当然自然に手を加えるということになります。我々はその手を加えた部分を何とか復元をしたい。それがピオトープであったり、そういったものでございます。そういったピオトープも含めて、今までの生き物がすめるような環境、あるいはまた植物が生えるような環境、そういったものを何とか復元したい。それをするのに37.4ヘクタールが必要だと、このような観点でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 今後の維持管理の問題で、管理する面積が大変広くなるということは、私たちは、基本計画を見たときにはそういうことはなかったんですね。19年3月に基本計画出しましたが。新たに

こういう背後の山全体を買うというふうなことが出てきたというふうなことが驚きであります。そういう点からいうと、基本計画との関係で、これは位置づけとしてはどうなんですか。どういうふうに考えておられましたか。基本計画になかったことが出てくるということについてはどうなんですか。

議長（岡 満夫） 暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

境事務局長。

事務局長（境 敏治） 19年に策定しました施設整備の基本計画の中で基本方針を設定いたしております。施設整備の基本方針という中で、基本方針の4として、施設周辺環境と調和した施設とすると、あるいはまた基本方針の3では、廃棄物の資源化を図り循環型社会の形成に資する施設とする、このような方針で来ております。今回はそういった基本方針をもとに、今回こういった37.4ヘクタールをお願いして、これを具体化していきたい、このような考え方でございます。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 進入路の問題について、先ほど私は国道と申し上げたかもしれませんが、県道、主要地方道でありました。訂正いたしておきます。

それで、進入路付近の土地については、今後も買収に応じてもらうように説明をし、要請していくというふうなことでありますが、あくまで自分たちの先祖伝来の土地は売らない、売りにたくないという方がおられると聞いておりますが、その辺はどういう進捗状況になっておりますか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 事業自体の理解も含めて、あるいはまたこの進入路の用地のお願いも含めて、全体的に理解と協力をいただくように、今までからもお願いしてまいりたい、このように思っております。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 何度会われましたか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 回数というのはちょっと覚えておりませんが、相当お願いしております。

自宅もお願いしておりますし、ただ、訪問お断りというようなこともございますので、なかなか話しづらいところもあるわけですが、何回か行かせていただいていますし、何回かお話をさせていただいています。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 会われたという事実を今表明されたわけですが、会われたときの相手の方の、地権者の方の対応はどういう対応だったんですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 相手さんとの話ですので、この場でそういった答弁については差し控えさせていただきます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 答弁がございませんので、この件についての推測の質問もしにくいわけであります。

それで、状況としては、看板も出ておりますように、トラスト中とか、それからこの土地には許可なしに入ってはいけないとか、建設反対という看板が見受けられるわけであります。こういう場合に、私は、無理やりというんですか、当局側には説明の根拠というんですか、この施設の意義というふうなものをお持ちで、説明していかれると思うわけでありますが、やはり決め方の問題とか、それから地区のそこに至る対応の問題とか、地区民にしたら、もっともっと住民の声をしっかり聞いた上で区の決定というんですか、そういうふうなことになっていなかったじゃないかという大変大きな問題が残されたまま、この説明作業がずっと進んできている、あるいは環境影響調査が進められていると、そういう問題があるわけであります。そのところへの原点への回帰というんですか、一たんちょっと戻って考えてみようやということが全くないわけでありまして、そういう点でずっと進めば進むほど溝が深くなると私は見受けております。そういう点で、今のやり方、これについては見直しというんですか、そういうことについてはお考えがあるのかないのかお尋ねいたしまして、最後の質問といたします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 昨年12月2日、基本協定が締結されました。したがって、当然組合としては事実上のスタートということになります。当然基本協定が終わったから反対される方に対しては知らん顔というわけじゃなくって、我々も何とか事業について理解をいただくように努力をしまいいりましたし、今後も続けてまいりたいと思います。それからまた、今後はそれに加えて用地のお願いもあわせていきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岡 満夫） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時30分。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 平成20年4月23日の正副管理者会が森本・坊岡地区を建設予定地として決定し、これに基づく事業についての初めての決算の議会でありますので、改めて本事業の経過と問題点を総括的に質問をしたいと思います。

私は、通告をいたしましたんですが、この事業を総括的に考える上で、去る9月29日、豊岡都市計画マスタープランについての兵庫県の公聴会が開かれまして、7人の地元地区住民が本事業を都市計画素案とすることについて反対する意見を述べられました。私も公述人の一人として出席をして、この方々のご意見をつぶさに聞く機会を得ましたので、総括的な地元住民のご意見をご紹介します。

して、管理者の感想をお聞きしたいと思います。

まず、この予定地の住民の気持ちであります。坊岡の女性の方が次のように発言をされました。予定地とされた谷は小さな木谷川を挟んだ狭い谷です。木谷川は小さくても、山からの水を集め、わき水を集めて竹野川へ流れ、海に山の養分を運んでいる大事な役目をしています。出身の奄美大島もよいところですが、今では但馬の風景も気持ちよく感じています。私たちにとって住み心地のいい緑あふれる里を焼却場を建てるのに好都合としか見ない人たちがいるのは本当に困ったことです。また、79歳の女性の方が次のように発言されました。私はことしで80歳になります。手押し車で一人で歩き、畑で野菜づくりもしています。神戸、大阪に住む娘や孫たちが毎月帰ってくれるのが何よりの楽しみです。時々電車で農協や郵便局にも行きますが、ごみ収集車が1日700台も通る道路は危なくて渡ることもできなくなります。施設反対の声に耳も貸さずに建設計画を県が認める方向でなぜ書き入れたのかお尋ねしたい。こういうことを言うておられます。これは地元住民のお気持ちの原点ではないかと、こういうふうに思いますから、まずその点でのご感想をお尋ねしたいと思います。

次に、67歳の坊岡の男性の方が次のように発言されました。木谷川の河川改修がないのを不思議なことだと見ている。私たちは反対し続けてきたが、北但行政は木谷口からの進入路以外は考えていないと言ってきた。狭い木谷口、狭い木谷川沿いの道は、河川改修あるいは川がえをしなくてはとて施設まで行けない。施設だけが書き込まれただけで木谷川全体が自由にできるのか、都市計画とはそんないいかげんな案なのか、意見を言いたい。こういうふうに言うておられます。進入路問題についてのご意見ですから、これについての対応策やご意見をお伺いしたいと思います。

次に、37.4ヘクタール問題について、坊岡の男性が次のように発言されました。買収面積を当初の4ヘクタールから37ヘクタールにふやし、税金で地域を丸ごと買収して坊岡を包囲する気でしょうか。ダムや道路などの公共事業でやりたい放題やってきた自民党政権のやり方が今でも通用すると勘違いしていると思えませんと言っておられます。このことについて、特にご意見をお伺いしたいと思います。

なお、これに関連して、この男性は次のようにも言うておられます。施設を建てればごみ問題が解決すると考えている基本が間違っています。施設建設しかできない北但行政事務組合をつくらせた県の指導が間違っています。国環境省のごみ政策が間違っています。私たちはこれまでもたびたび環境省に対し抗議をしてきましたが、政権交代をよい機会ととらえ、環境省の小沢鋭仁大臣に広域ごみ焼却政策を即刻廃止してほしいと要請しました。兵庫県のごみ排出量はワースト5位ですね。施設をつくれればつくるほど悪くなります。これは根本問題を指摘をしておられますから、私はこれについて質問通告もいたしておりますが、地元住民のこういうお気持ちを代弁することでお尋ねをしておきたいと思います。

なお、坊岡の女性は次のようにも述べておられます。鳩山首相がCO2 25%削減を世界に表明し、歓迎されています。ごみの焼却を減らしていけば、25%削減に協力できます。施設を建ててしまえばそれ以上のごみ削減はできません。ごみ問題は地域全体で取り組む体制ができれば、住民一人一

人が参加できます。粘り強さが必要ですが、ごまかしのない方向で実行していけば、必ず市民は協力します。大変切実な展望のあるご提言だと思いますから、このことについてお尋ねをいたしておきたいと思います。

この公聴会は、職員の一部の方もご参加になっておられましたから、相当長時間にわたりましたけれども、今申し上げたのは質問のために極めて要約をした部分だけですから、意を尽くしませんけれども、住民の皆さんのお気持ちは伝わるのではないかと思いますから、冒頭にご見解をお伺いいたします。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） 安治川議員の言われましたように、ある意味で素朴なご感想だろうというふうに思います。ですからこそ、そこからスタートをして、お互いが話し合いをして、そしてまずお互いが何を言ってるかを理解する。その上でさらに賛否あるかどうかと思いますけれども、そもそも話し合いをするということが極めて大切だろうと思います。しかしながら、残念ながら、今のところとにかく来るなどおっしゃっておられまして、そもそも話し合いすら持てないという状況でございますので、それほど気をもんでいただいている安治川議員であれば、ぜひそのようなことについてお力添えを賜ればというふうに思います。

例えば森の大切であるというようなことも今ご指摘をいただいたところでありますが、私たちも全くそのとおりに思っております。ただ、このごみ処理施設が例えば自然を破壊する、あるいは廃棄物をまさにまき散らすと、そのようなものでないということは、実は安治川議員自身もよくご存じのほうでございます。そのようなことを理解いただけるような場の設定について、安治川議員もぜひご尽力を賜ればというふうに思います。

ごみ収集車の台数が、これが一体現状に対してどのようなものになるのかということについても話し合いをぜひする必要があろうかと思いますし、この台数が他の道路でいくとどのような道路のあり方がイメージとしてあるのか、そんなことについてもぜひ話をさせていただければと思っております。

さらに、木谷口からの進入路問題につきましては、これは地区としてはもう既に決定をいただいております。木谷口以外からの道路進入については、もう大変な大きな金額がかかるということもございまして、そのようなことも地区の側にお示しをした上で、木谷口からの進入路についてご了解いただいたものでございます。

また、面積につきましても、当初4ヘクタールというのはそういうことではございませんで、施設を整備するには最低そのぐらいの面積が要るということでございます。先ほど局長からも答弁させていただきましたけれども、自然環境に配慮するといったことがあらかじめ施設の基本的な精神の中に盛り込まれておりますので、そのような観点から周辺の用地についても買収をし、そして自然とのかかわり方について学んでいただく場として整備したいと、このようなものでございます。

それから、施設をつくれればごみ問題が終わるというようなことは、私たちも当然そんなことは考

えておりません。ごみ問題というのは、まずとにかくごみを徹底して減量化をする、これがまず第一である。しかし、その上でなおごみがゼロには当面できない。そのどうしても残ってくるごみを私たちはどのように処理をするのか。ヨーロッパなんか埋め立てを主にやってきましたけれども、これは衛生上大変悪い。高温多湿な夏を持ちます日本で埋め立てをやりますと、これはもう伝染病のもとになりかねない。しかも非常に狭い国土でありますから、たちどころに山や谷や海は埋まってしまう。焼却することによってごみの体積を減らして、埋め立て量を減らさなければならない。こういった根拠に基づきまして、ごみ処理施設の整備を進めようとするものであり、かつ日本のごみ処理施設はそれを基本としてまいりました。ちなみに香港は、全量これまでは埋め立てをしておりましてけれども、その不合理さに気づきまして、今、焼却施設の整備の計画も進んでいる。例えば世界的にもそのような状況でございます。

広域化につきましても、もう何度もお話をしてきたところでございます。3つばらばらにつくるのと一つにまとめるのとどうなのかということで、もう嫌というほどお話をしてきたところでありますけれども、一つはダイオキシン対策を徹底するという面で広域化は極めてすぐれている。それに対して3つばらばらでつくれとおっしゃるのは、ダイオキシン対策を緩めると、こういった議論になるわけでありましてけれども、そのようなことについて安治川議員がどのようにお考えなのか、またぜひ聞かせていただきたいと思いますが、そのような議論を地元の方々とさせていただけるように、重ねてであります。ご尽力を賜りたいというふうに思います。

それから、CO₂25%についてのお話もいただきました。これもよくぞ聞いていただいたというふうに私は思うのであります。むしろ広域化をした方がCO₂対策は確実に進みます。一つは、そもそもまず3つばらばらでということをかねてから主張しておられるようでありますけれども、仮に今ある3つの施設をそのまま使うとして、そして平成25年のごみ量を前提として、予測数値でありますけれども、3つの施設でこれを焼却した場合と、それから新しい施設で処理した場合とのCO₂の削減量は、32%新しい施設でした方がいいというのが私たちの試算であります。

といいますのも、例えばもちろん3つの施設を一つに統合することによりまして、ごみを運ぶ延長がふえますので、ガソリン車で運んだときにCO₂の量が当然のことながらふえます。ところが他方で、施設がばらばらであるがために、今は排出される熱が有効に利用されずにそのまま放出をされています。新しい施設はそれで発電をしようということでございますので、これが私たちの計画どおり発電ができるとすれば、それはいわば関西電力の電力を買わなくていいわけでありまして、関電の電力の生産に伴うCO₂の発生量が減ります。これが非常に大きい。それから、先ほどもちょっとお話ししましたが、2つの8時間運転の町の施設といいますのは助燃剤を使います。他方で豊岡市の24時間連続運転の助燃剤は、それに比べるとはるかに少ないということがございます。例えばでありますけれども、平成19年度の豊岡市の助燃剤の利用量は1万8,708リットルでありました。これに対して豊岡よりもはるかに規模の小さい香美町の助燃剤の利用量が1万7,050リットル、豊岡は1万8,000ということを行いました。それから、新温泉町は1万9,857リットル。豊岡よりもはるかに小さい新温泉町の施設が豊岡よりもたくさんの助燃剤を使っている。これは規模が小さい

ことによる非効率がございます。したがって、これを統合することによって、この辺のいわばCO₂の排出量をぐんと減らすことができる等々のことがございまして、今の3つの施設で25年度稼働する場合に比べますと、先ほど言いましたように32.3%のCO₂の削減ができるということがございますので、鳩山さんの25%というのは私は法外な数字だと思いますけれども、施設に関していえば、楽々達成ができてしまうということでございますので、ぜひ安治川議員についても積極的な賛成を賜りたいというふうに思います。

さらに、恐らく、ちょっと長くなって恐縮ですが、ごみを燃やすとCO₂が出るということについての率直なといえましょうか、素朴なお考えも背後にあるのではないかと思います。安治川議員にこんなことを今さら申し上げるのも釈迦に説法かもしれませんが、カーボンニュートラルという言葉があります。もともと大気中にあったCO₂を植物が光合成で体の中に取り入れます。例えばそれが木になる。これを燃やした場合には、CO₂対策ではこれはプラスともマイナスとも関係ない。つまりそれは一つの地球の循環の中の問題だと。CO₂対策では何が問題なのかというと、そういったもともと大気、植物、そこから動物に入ることもあるでしょうけど、もう一度大気に戻ると循環ではなくって、地下に埋もれていた化石燃料をわざわざ取り出してきて燃やすと、その分がCO₂のプラスアルファになる。ここが問題だと言われてます。したがって、有機物を燃やす場合には、カーボンニュートラルといって、それは全く問題がないというのがこの世界の考え方でありまして。そうしますと、有機物を燃やす場合、例えば生ごみを燃やす場合は、これはカーボンニュートラルで問題がない。したがって、何が問題かということ、プラスチックを燃やすということが問題になります。ですからこそ、まずプラスチックは極力リサイクルに回す。しかし、それでも汚れてしまってリサイクルに使えるようなものをどうするかと。これを燃やさなければどうするのか。埋め立てるのか。埋め立てることと、これを燃やすことと、一体どっちがいいのか。こういった議論になるのではないかと思います。

というような話もぜひさせていただきたいと思っておりますので、もうくどいほどの繰り返しになりますけれども、ぜひそのような話し合いの場を持つことについてご尽力をいただきたい、このような感想を持っているところでございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 総括して一番最後に申し上げたいこともあるので、続けたいと思っております。

通告をいたしておりますが、平成10年4月に兵庫県ごみ処理広域化計画というのが出されました。これが総原点といえますか、今回の県下の広域処理計画の基本になったと思っておりますので、これはどういう意義を持った計画であったか、改めてお尋ねをしておきます。

それから、次にお尋ねをしたいのは、今回、今、管理者も私が説得の側に回れと言わんばかりのお話でございましたけれども、いずれにしても、理由はともかくも、地元住民の中に異論があるということはもう明白なことであります。この点に関して非常に手際よく本来はまとめてあるのが決算審査意見書なんです、ところが決算審査意見書は、経過は手際よくまとめてあるが、教訓はほとんど何も述べないまま決算審査意見書になっておりますから、大変恐縮かつ失礼であります、

監査委員もお聞き届けを願いたいと思いますし、質問は管理者にしたいと思います。

まず、決算審査意見書では、平成19年7月に従前候補地での建設を断念しとなっております。なぜ断念をしなきゃならなかったか。ここで得られた教訓は何だったか。本来、決算審査でありますから、これを監査委員は当局に向かって言わなくちゃならないかなと私は思うのだけれども、これは述べられておりませんから、改めて私の方から、この教訓をどうお考えになってるかお聞きしたい。

続いて、決算審査意見書は、同年9月14日に開催された構成市町長会で新たな候補地の選定方式を選定委員会方式とすることに決定していると、こうなっておりますのでありますが、このときおかしなことがあります。従来の候補地であるというのは上郷なんです。上郷を選定したときには、上郷だけが候補地であったわけではないんです。非常に厳密といいますか綿密な点数をつけて、たくさん候補地があった。最適地、第1位が上郷であった。平凡に考えると、常識的に考えると、第2位を打診をする、第3位を打診するということが普通あってしかるべきではないかと思うのだが、改めてお金を使って選定委員会方式をとったというのはなぜか、これは改めてお尋ねしておきたい。

それから今度は、第11回選定委員会、平成20年4月23日開催で、森本区、坊岡区を施設建設の候補地とする委員会の選定がありと指摘をしています。ところが、この理由や適切な要素といいますか、そういう何の指摘もありません。このときに森本・坊岡区はどういう経過で、どういう理由で選定されたのでしょうか、改めてお尋ねしておきたい。なぜかという、今日、この選定が合理的であって、かつ理解度が高いと言われた地元の住民が異存がないのであれば、今日までこのように歯に奥歯が挟がったような話を延々としなくてはならないことはないと思います。これは決算上もう一番大事な問題であります。

それから次に、この選定委員長から組管理者へ報告がなされ、正副管理者会で正式決定したものであると書いてあります。このときに同日同時刻のような決定の仕方をしてありますね。選定委員会の意思を尊重したというのでありますけれども、そのときにもう少し正副管理者会がよく考えるべきではなかったのだろうかというふうに思うのですが、それはそうであると書いてあるから、それをお尋ねしておきます。

さらに、平成20年5月2日には、当組合議会議員協議会を開催し、候補地決定の報告と組合議員による現地確認などが行われていると書いてあります。ここでは、大事なことは、候補地の決定については議会が法的に関与していないことを監査指摘をしておる。つまり予算はよこせと言われたら、循環型云々という政府補助金をもらうときにも、上郷という字さえ書いてないんです。この候補地決定の報告と組合議員の現地確認というのは、なかなか巧みな監査指摘でございますけれども、議会が関与する余地がない。管理者が決定をすると、予算をつけるかつけないかだけが問題になってしまうという性質のものである。私はここにも都市計画法を含め、廃掃法を含め、日本の法律にとっては非常に困った事態をその後に残す原因になっているのではないかというふうに思いますので、あえてお尋ねをしておきたいと思います。

さらに、決算指摘では、地域振興計画の策定協議ということも指摘をされておりますが、私は一番不思議な点は、地域振興計画にたくさん項目があるんですけれども、今、補正予算で要求されております37.4ヘクタールについては触れるところがありません。そうすると、37.4ヘクタールというのは一体どこから出てきたのかと。先ほどちょっと地権者の中にも要望があるんじゃないかというふうなことをご答弁にもありましたけれども、いずれにしましても、これは一体どこから出てきたことなのかなというふうに思うんです。

それから、監査指摘の最後には、広域ごみ・汚泥処理施設の整備には地域住民にはさまざまな意見があるところでありと、さらりと触れておられますが、さまざまな意見とは本来は何であるかということでもありますけれども、ここまで指摘をしておられるわけでもありますから、当局はよくご存じのように、反対住民の方がいらっしゃると、署名もしていると。総括説明では管理者はご丁寧に、1軒でたくさん署名した人がいたり、二重に署名したりした人が散見されるということまで丁寧にござんになっているようでもありますから、結構なことでもありますけれども、さまざまな意見が出てくるということは、今回、本来はこの決算書上一番大事な問題でありまして、私は、このことについて当然指摘があつてしかるべきであるというふうに思いますから、ぜひひとつご見解を承りたいと。

最後に、CO₂削減の問題です。今、管理者は、化石燃料の問題であつて、そのほかの有機物は大丈夫ということをおっしゃった。私は、CO₂削減25%という考え方は、単に化石燃料を燃やす燃やさない問題だけではないに、本来はごみそのものを減らすと、廃棄物を減らすということがなければ、過剰生産、過剰消費というふうな世の中であつてはこれはもう達成できないということでもありますから、財界の一部では今回の鳩山首相の国際的言明については物議を醸しておりますけれども、私どもは25%削減目標が順調に、厳密に達成されるように協力する国民的な義務があると思います。私は、そういう点では、廃棄物処理というのは、有機物は本来燃やすのではなくて、可能な処理の仕方はいろいろあるわけでもありますから、これは考えるべきだということは、この兵庫県の計画に基づいて提案がありました当初から、堆肥化施設についても検討すべきではありませんかということをお願いした経過がございますが、単に燃やす燃やさないということだけではない。対策についても論及があつてしかるべきではなからうか、こういうふうに思うので、お尋ねをしておきたいと。以上であります。

議長（岡 満夫） 暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の4番安治川敏明議員の質問に対する答弁を願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、上郷のてんまつについての教訓についてのお尋ねもいただきました。いろんなところで安治川議員にはこれまでもお答えしたことがあるような気がいたしますけれども、

さまざまな要因があって、上郷区としては、区的意思としては、生活環境影響調査の受け入れはできないと、こういうことでありました。さまざまな批判の論点があったわけですが、私たちが教訓として重視いたしましたのは、その選定過程が、これは行政の側でありましたので、恣意的になされたのではないかと、こういった批判があったということでありました。この選定をいたしましたのは、当時の関係する市町の市町長、それから議長で構成しました協議会で決定をいたしましたけれども、事務局は北但行政事務組合がやりました。そして、北但行政事務組合の側で協議会の責任者であります私と相談をしながら選定基準というものを設けました。例えば面積が一定以上あるとか、あるいは重要な文化財があるとかないとか、そういったことでありますけれども、私たちとしては、客観的な基準で、いわば公平な観点でというか、客観的な基準ですと合う合わないかが明確であるという意味で、公平だという観点から、そのような選定をいたしましたんですが、上郷区の方々の中には、上郷に合わせるように恣意的にそのような物差しをつくったのではないのか、こういったような批判がございました。

そこで、改めて白紙に戻って一から再度新しい候補地を選ぶに際して、行政の内部だけで決定することについては、これはやめようというようなことをいたしまして、専門家も含めた選定委員会を編成をして、そして中立的な立場から選定をしてもらおうと、こういったことをしたところでございます。教訓としてはそのことが、その後の選定方法ということに関していえば最大の教訓ではないかと、このように考えております。

また、地元の理解についてのお尋ねもいただきました。この地元の理解というのは、これもこれまで何度もお話をしてまいりましたけれども、必ずしも関係する地区全員の方の理解というか、同意をいただくということではございません。施設をある地区の中につくらせていただくこうとすると、言うなればその施設はその地区のコミュニティーの一員になる。住民になる。したがって、その住民の一人として受け入れていただけるかどうかについて区の決定をいただきたいと、こういうことでございます。その結果、上郷につきましては区の中で諮られて、これまた賛否両論ありましたけれども、多数決によってノーという答えが出ましたので、私たちは村人になることを断念をしたと、こういったてんまつにございます。

他方で、森本・坊岡の場合にはそうではございませんで、反対の方はもちろんあるわけですが、区的意思決定としては既にこれを受け入れるということがなされておりますので、その意味では、上郷区の教訓は一定程度生かすことができたのではないかというふうに思っております。

ただ、今後は個々の地権者の方々との用地買収の交渉ということになりますので、その方々との交渉を誠意を持って進めていきたい。また、反対をされてる地権者の方々に対しても、施設についての理解をいただくように今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、堆肥についてのお尋ねもいただきました。これももう安治川議員とは多分嫌というほどの議論を交わしてきたところでありますが、お忘れのようでございますので、改めて答弁をさせていただきます。

もともと例えば堆肥化の議論というのは、安治川議員とやりましたのは、下水の汚泥を堆肥化す

るというのと今の案のように焼却する場合との是非についての議論でありました。そのときの検討結果でありますけれども、安治川議員のご提案も受けて、再度私たちも当時検討をいたしました。その結果出てきたのは、やっぱり焼却であるということでありました。根拠は幾つかあります。一つは、堆肥化をした場合でも、実際農地に入れよういたしますと、その大半はこの地域では水田ということになります。ところが水田は田んぼに稲が植わっている間には新たに堆肥を入れるということとはございませんので、その間はすべて在庫として抱えることになる。これは極めて非効率であるということが1点。それから、2点目は、下水汚泥ということに対するイメージがございまして、家庭菜園等にちょっと使うぐらいならいいんですけども、農家が例えば実際に売ってお米をつくるため、あるいは売って野菜をつくるために下水汚泥からつくった堆肥を好むかということ、これがなかなか好まれない。さらに、コープこうべのような生活協同組合の方は、下水汚泥を使った堆肥については、それを使った作物は引き取らない、こういった基準を持っていて、つまり堆肥としての堆肥の商品価値がないという、こういったことから、焼却ということにしたものです。ただ、焼却いたしましても、その焼却灰はスラグというものに固めまして、路盤材等に利用することになりますので、リサイクルという観点からは決して劣るものではない、こういったことを申し上げたところでございます。

さらに、きょうの議論はCO₂との関係で言っていたおわけですが、実は堆肥というのは物が腐るということですので、これが嫌気性発酵ということでありましてメタンに変わります。これはCO₂の21倍の地球温暖化効果を持っておりまして、もし嫌気性発酵するとすれば、これは地球温暖化対策上はむしろ21倍マイナスであるということになります。好気性発酵、これは空気を入れながらの発酵であります、そのときには単純にCO₂になる。ですから、燃やした場合にもCO₂になりますけれども、好気性発酵した場合にもCO₂になると。しかもそれをやろうとしますと空気を送り込まなければいけませんので、送る方の装置の動力をもし電力等で賄うとすると、そこでCO₂のプラスになりますので、安治川議員が大変重要視されております地球温暖化対策の貢献という観点から見ますと、堆肥というのは必ずしも得策ではない、このように考えているところです。

さらに加えまして、仮に堆肥をやるとしても、行政が集めてから堆肥化することについては、先ほど言いましたような課題がございまして、そうではなくって、各家庭の段階で、例えば生ごみを堆肥化をして、自分の家庭菜園等で使っていただく。いわば川上での対策をとっていただくことがむしろ合理的なのではないか、このように考えているところです。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 県の広域化計画の経緯でございますけれども、広域化計画につきましては、ダイオキシン問題を契機として、まず、平成9年に厚生省が都道府県に対しまして広域化計画の策定を要請しました。その後、平成10年に但馬ブロック一般廃棄物処理施設整備計画を策定しまして、北但1市10町によります広域化計画が実質的にスタートいたしました。確定しましたブロック及び

ブロックごとの施設整備計画を踏まえまして、平成11年に兵庫県が広域化計画を策定したと、このようにでございます。

それから、今回の選定理由についての質問をいただきました。これにつきましては、昨年4月23日、決定したわけでございますけれども、その当時、3つの候補地がございました。森本・坊岡区、それから小河江・八代区、それから口小野・袴狭区、この3つでございます。森本区を選定した理由なんですけれども、森本区については、総会において候補地として選定された場合には地区として受けるか否かについて諮られたと、その結果、候補地として受けることになったということでございますし、坊岡区についても全体集会で、候補地として選定された場合には、選定委員会は容認という言葉を使っておりますけれども、容認することとなり、両区とも区としての理解度が高いと思われるということです。

それから、懸案の進入路の関係ですけれども、現在の市道を拡幅しないことが望まれておりました。説明会で組合の方もこの意見をもとに検討をいたしましたんですけれども、当初、木谷川の左岸沿いに計画していたものを右岸沿いに変更して、民家からさらに離す計画とすることも可能であるということをお判断しております。また、敷地、進入路の工事の難易度については、概算工事においても3つの候補地とも大きな差はない。あるいはまた、収集運搬効率においても特に大きな不安はないわけですけれども、3つの候補地の中では最もすぐれていると。以上のことから、総合的な観点において、森本・坊岡区を選定委員会として選定したということでございます。

正副管理者会との話があったわけですけれども、その状況を選定委員会が正副管理者会で報告し、選定委員会は決定したということでございます。もともと選定委員会に選定をゆだねたわけですので、選定委員会の決定を尊重させていただいて、正副管理者会が決定したということになります。

それから、37.4ヘクタールのご質問をいただきました。どこから来たのかということでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げました。今回建設する施設というのは、従来の施設のように単に廃棄物の処理施設を整備するという観点ではなくって、周辺環境や周辺の生態系などとの共生にも配慮した施設整備を目指しております。地域振興との関係もお触れになりましたんですけれども、実は地域振興の中にも盛り込まれている分野がございます。木谷溪谷の森林公園、それから周辺緑地整備、環境学習施設整備計画、こういったものも入っておりますので、そういったことも踏まえる中で、今回37.4ヘクタールが必要であり、用地買収をお願いするということでございます。以上でございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 県の計画がもとなったということについてなんですが、もともとダイオキシン対策で県が広域化を必要とすると言われたときから時代は進んで、ごみの量も減る、人口も但馬地域では減るということですから、本来は廃棄物の処理について、ある意味で有利な時期に入ったと思うんです。堆肥化をするとCO₂どころかメタンガスが出て、対策どころじゃありませんよというお話がありますが、私は、堆肥化というのは一つの象徴的な我々の生きていく営みの一種だと思うんですが、本来は土から出てきたものを土へ返していくというのが我々の祖先がずっとやってきた農

業の方法でありました。だから下水道汚泥を1カ所に集めて、そして一気に集中処理をして、そして商品化をして返すというようなことも今の技術ではすることができると。また、今、管理者が言われたように、川上でというお話がありました、そういう方法もあり得ると。いずれにしても、私は、全量焼却を集中して行くと、全量焼却といっても一部リサイクルしてるじゃないかというお話もあると思いますけれども、大半のごみを焼いてしまうという方式は、未来永劫にこんなことを続けておって、我々の暮らしがまともにくんだらうかなということは、私は、今、世界的に反省が出てきていると思います。人間の暮らしですから試行錯誤はありまして、うまくいく例とうまくいかない場合とありますけれども、高温多湿だから焼くのが一番いいんだというお話であります、我々が出てきた廃棄物をそれ以外にはもう考える必要がないというようなことになってしまいますから、私はその議論は少し返上したいなと思っております。あえてまたご意見があればお伺いしたいと思います。

これは、さきにご紹介した、地元の素朴な意見ということを管理者も言われましたけれども、私は、良識ある住民の一般的なご意見ではないかと、できることならごみもできるだけ有効活用して、昔は肥として使ったり、それから魚の粗もみんな腐らせて田んぼに返したのに、そういうことをしなくなってしまった。そして農業全体が効率化の名のもとに、しまいには食糧自給率を落としてしまって、外国から輸入すりゃあいいんだというようなことでいいのかという国になっています。そういう全体の中で、文脈で考えるべき問題じゃないかなと思うわけであります。

それから、上郷の教訓であります、これはもう直接に今回の森本・坊岡地区の選定の問題にかかわりますので、ちょっとさらにお尋ねをしておきたいと思いますが、そもそも上郷に決定したときにも、単に行政が決めたからよくないというのではないと思います。それは、地元住民のご意思をよく確かめて、話し合いをしながら決めていくというのなら、行政が決めようが、選定委員会方式で決めようが、結局行政が決めなくちゃならんわけですから、これはやむを得ないわけで、何かをつくるときには行政的な決定をする以外に作りようがないわけでありまして、私は、上郷の最大の教訓というのは、話し合いを尽くして決定していくと。このときに、私たち、当時、同じように議論をしましたときに、あなたのようなことを言っていたら、結局は紛争を大きくするだけで、物事を決定することはできませんよという式のお話がありました。これと同じことが結局森本・坊岡地区でも繰り返されてしまっているということにならないだろうかというのが私の一番言いたい点であります。なるほど選定委員会の中には中立的な委員の皆さんもいらっしゃったでしょう。しかし、その選定委員会の委員を選定し、かつ基準を示したのは行政当局、管理者であります。その決定が中立的だというわけにはいきません。これはやっぱり政治的意思を持って決定するわけでありまして、その場合、区が決定したんだから、区の意味が当然なんだから、コミュニティーの一員なんだからと言ってお決めになったけれども、今日に至るまで、やっぱり相当多数の森本・坊岡区以外の、地権者以外の方々の一般的な反対論も根強くあるということでありまして、私はこの点はもう少し教訓としては不十分ではなからうかなと、最大の問題じゃなからうかなと思うんです。

特に、今度、新たに私たちも地元住民の訴えで感心して聞いたのは、我々も長い間の習慣で、区の決定というのは世帯単位に決めたらいいんだと思っておりました。ところが、女性の意見も聞いてもらいたいと、男女平等、共同参画、こういうふうなことからいえば、なぜ嫁さんの意見は無視するんだと、男が決めるのかというご意見がありました。本当にこれは頂門の一針でありまして、私自身も何とおくれた頭だろうと反省をいたしました。この点については、恐らく兵庫県も条例をお持ちになっておりますから、これは肯定なさると思います。確かに区が決定する、住民が決定するというときに、しばしば区長会であるとか区であるとかということが便宜的に使われます。法的には何にも意味はないけれども、慣習的な力として使われる。しかし、多くの女性や、いわゆる戸主でない、戸主なんていうものは今の世界にないんだけれども、事実上区長会というもの、区というものは戸主会であります。こういう点では、慎重な住民合意をとるときに、やっぱりしっかり反省すべきじゃないかなと。教訓としては、上郷の場合も女性の方々のご意見が極めて強烈なものでありました。今回もお見かけするところ、口頭意見陳述のような都市計画の公聴会でも女性の方々が積極的なご発言をなさっておられました。そういうことから考えましても、公述人も引き受けると、いわば県のお役人の前で公然と物を言うという女性があらわれたということは、かつてないことだと思います。私は、そういう点では、もう少しご反省があってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（岡 満夫） 中貝管理者。

管理者（中貝宗治） まず、全量焼却という、いかにも悪いイメージを与えるために言葉を選んでおられるんじゃないかという気がいたします。先ほども申し上げましたように、川上で処理するという例もあるということをお知らせしました。そういうことをやって、とにかくごみを減らす。徹底して減らして、それでもなお出てくるごみをどのように焼却するかという議論をやっているわけでありまして。そして、それでもなおかつ出されてきたごみを、例えば生ごみであるとか、あるいは下水の汚泥を燃やすのがいいのか、あるいは言われるように堆肥化するのがいいのか、そのことについて検討して、合理的な観点から焼却するのがいいというふうに判断をしたものでございます。何が何でも燃やすというようなイメージでお話しされるのは、私としてはいささか本意であると、このように思います。

それから、上郷についての議論につきましては、この議会でも、あるいは豊岡の市議会でも議員ともやりとりしたことがございますけれども、先ほど一つは、ある意味で合理的な観点から、必ずしも私は賛成はいたしませんでしたが、理屈としてなるほどなと思うものとして、行政だけが基準を決めて、そして上郷に合うように設定したのではないかというふうに疑われた。そのような気持ちは毛頭持っておりませんでしたけれども、そのような疑われやすい形をとったということは反省点であったと考えております。ただ、それ以外に上郷の皆さんの反対の理由というのは、ざっくり言えば、要は嫌なものは嫌だということであったというふうに思っております。それは上郷区の皆さん自体から何度も私自身お聞きをいたしました。ですから、確かに気持ちの問題というのは大変大切でございますので、私たちとしては、できる限り直接対応したいということで、これま

でも対応してきたところでございます。

それから、選定委員会についての中立性についての議論がございましたが、これはぜひ撤回をしていただきたいと思います。中立である人もいただろうと言われるのは、中立でない人もあったということになります。そうすると、委員の中には初めから、つまり中立という意味は、森本・坊岡なのか、それとも八代・小河江なのか、あるいは奈佐のここなのかということについて、中立でない人があったということになります。安治川議員がもしそのようなことを本当に思っているのであれば、これはぜひ撤回をしていただきたいと思います。委員の人にもう無礼千万だと、私はそのように思います。委員の方々は、それぞれ上げられた候補地の中で、まさに良心に従って中立な立場からどこがいいのかの判断をなされたものだ、このように私としては考えております。

さらに、反対があるので議論を重ねるべきだということは、それはそれでわからないわけではありません。ただ、前にこれは批判として議員にも申し上げたことがありますけれども、この庁舎を残すか残さないか、この庁舎を議場として使うかどうかについて、反対が議場の中にありますけれども、私は最終的に自分の判断で、これを残す、そして2階を議場にすることをしていたしました。安治川議員には大変賛成をいただきました。反対者がいるからそんなことをすべきでないというような言葉は安治川議員から聞いたことはございません。とするならば、自分と結論が同じ場合には手続について言われずに、そして自分が反対の場合には手続論を言われるのではないかと、そのような勘ぐりをしたくなるなというふうなことが感想としてあるところでございます。

区の決定についてのご議論もございました。区の中での決定の手続でありますから、基本的には区の自治に属することだと思えます。ただ、区の中での意思を決定するとき、各戸に1票だという判断は、これは私は合理的なものだと思います。区費が人数に応じて払われていることはございません。私の村でも日役をするときには人数が多かろうと少なかろうと、1戸から1人であります。その意味では、特に問題があるものではないと思えます。ただ、各戸の意思を決定するのにどうなのかという議論はあるのかもしれませんが、しかし、それは行政側がとやかく言う問題ではなく、それぞれの区の中の自治の問題ではないかと、このように考えているところです。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 あんまり子供のけんかみたいなことは言わないでください。上郷の教訓というのは、僕は、細かいことはともかくも、やっぱり話し合いを尽くさずにいくと、どうしてもこうなってしまうよということが繰り返されてるという点は、これはもう現実のことですから、あなたがお認めになろうとなるまいと、その現実については、決算の議会ですから、これから先も仕事をしていく上でよく考えなくてはならん点ではないかと思えますから、僕は嫌なものは嫌だと言ってるだけでいいとは思いません。それはやっぱり勉強して、これからごみをどうしていったらいいかということをおみんなで考えていくというふうに前進するということはもっといいことだから、それはいいと思いますが、私はそう思います。

それから、区の自治の問題、大変大事な問題であります。区費を決めるのにご自由だというのはそれでよろしいが、事は環境や、それから我々の暮らし全体を変えていく問題について意思を問わ

ることがないというのは、これは単に男女共同参画法の立場だけでなく、都市計画法上も問題だと思っんですね。一つお聞きしますが、都市計画法で重要な都市計画決定をするのに、住民の意見を問うという機会はあるのですか、ないのですか。あるとしたらどんな手続がありますか。意見を言ったとして、どういう返答が返ってくることになりますか。お答えをいただきたいと思います。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 都市計画の関係は、組合の決定事項、都市計画に直接関与いたしておりません。市町村ですので、お答えはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 それはそうだけど、しかし都市計画決定の事項だから、都市施設だから、そして現に公聴会まで行われたんだから、そして職員の皆さんも傍聴なさったんだから、感想はあろうと思ってお尋ねしたんです。ありませんね。意見書を出すことはできる。知事にまで意見を出すこともできる。厳密な手続は要りますが、出すことはできるが、ご回答があろうがなかろうが、これは県知事なり市長なりが決定をしたら、もうそれは法的に真っ当な決定になるという手続しかないですね。今、男女共同参画法の立場からお尋ねしましたが、それどころじゃないです。各戸の戸主の意見でさえ法的手続はないんです。だから私はこの点で、開発問題とか都市施設をつくる場合、それから道路を建設する場合、住民の意見が真に問われるような仕組みに将来変えなければならないが、今は次善の策として、我々が苦労してこういう問題を前進させなくちゃならん、そういう局面じゃないかと思うのであります。

それから、ちょっと念のためにお聞きしておきますが、37.4ヘクタールは地域振興計画の中に入っていたというご答弁でしょうか。これは新たな提起として今回出てきたのでしょうか。補正予算ですから、新たな提起だというふうにとるのが普通じゃないかと。次、議案質疑がありますから、そのときにやってもいいんですけども、ちょっと大事な点ですからお尋ねしておきます。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 地域振興計画にも先ほど申し上げました木谷溪谷の森林公園、それから周辺緑化整備、環境学習施設整備計画、こういったものも上がっておりました。それは仕分けの中で施設整備の関連という位置づけでさせていただいております。当然これは施設の周囲にこういった整備をするならば、周囲という位置づけになりますので、そういった地域振興に盛り込んであることも含めて、今回こういった37.4ヘクタールでもって周辺環境あるいは周辺の生態系との共生に配慮した施設を目指すというふうなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 質問としてはよしますけども、地域振興計画に入っておらないと私は思うんだけど。何ぼ字づら読んでもないんだけどね。あるのだったらあると、ここにありますよということを書いていただきたいし、それだったら当初事業費の中で大体見込みが出ていなきゃならん。それも端々の問題じゃないと、もう大筋の問題ですから、そのことは聞いておきたい。

後、議案質疑がありますから、一般質問としては終わります。

議長（岡 満夫） 以上で4番安治川敏明議員に対する答弁は終わりました。

次は、2番谷口眞治議員。

谷口眞治議員 谷口です。私は、香美町民の立場から、通告に従いまして、広域化計画の見直しについて質問をいたします。

ごみ問題は、今や人間社会における問題にとどまらず、地球環境問題として考える課題というふうになってきております。ごみ問題は、資源環境問題であり、ごみの削減、分別、資源化、処理、これを進めるために、自治体と住民が意識を変えて行動することが求められていると思います。そういう中で、それぞれの自治体で地域の実情に応じて住民と一緒に協力して進めることが本当に大事ではないかなというふうに思います。そういう中で、広域化計画が今進められようとしております。しかし、そうする中で、香美町民の立場から見て、この問題が何か遠い存在になっていないか、また他人事になっていないか、こういう中で、本当にこのまま大型ごみ施設による広域化、こういったことが本当にいいだろうかという率直な感想を持っています。また、香美町におきましては、県下で唯一実質公債比率が早期健全化基準を超え、早期健全化団体であります。町長が給与500万円年俸制を宣言するほど財政状況の悪い自治体でありまして、果たしてこの大型ごみ処理施設の建設の負担に耐えていくことができるのかなという、こういう心配もしております。

そういう中で、既に合併前の平成16年に北但1市2町による広域化が決定されているというふうなことであります。そういったことでは蒸し返しの議論にはなるとは思いますが、改めて、広域化について見直すことができないかということでもあります。

それいった中で、まず、北但行政事務組合が設立され、広域化された経過についてお伺いします。

次に、市町負担についてであります。現在計画されてる施設の事業費と構成市町負担額について伺います。

それから、現計画施設の補助基準とごみの1日処理量100トン以下施設について、国の補助対象となるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、広域化に伴いまして、現在、香美町の矢田川レインボーというこの施設については不要となってくるわけですが、その撤去・解体費用、それからごみの持ち込みに伴う運搬費用、こういったものについての負担はだれがするのか教えていただきたいと思っております。

さらに、施設の候補地として算定しております森本・坊岡地区に係ります地域振興事業等の計画の市町負担額、これについての考え方、また、額について教えていただきたいと思っております。

とりあえず1回目は以上です。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） まず、広域化計画を見直す考え方は持っておりません。少なくともまずこの議員がおられる議場ですけれども、北但行政事務組合は、1市2町がそれぞれの議会の議決を経て広域化をするという決定に基づいて、それを前提に事業を進めるために編成されている事務組合であり、そのための議会であります。したがって、まずこの議会でもって広域化をやるとかやらないと

かということは、そもそも権限外であるというふうにご理解ください。谷口議員が白紙に戻したいということであれば、まず地元にお帰りになって、地元をまず、議会でもって白紙にするという決定をされる必要がある。それだけじゃ足りませんで、他の1市1町も同じ決定をしなければそもそもできないと、こういった手続になります。

また、議員が所属される町の財政状況が大変心配されて言われておりますけれども、心配されるのであれば、道はもう広域化しかないということもぜひご理解賜りたいと思います。3つそれぞれするよりも一つにした方が、市町民の実質負担ベースで38億円安くつくという試算が出ております。もちろん森本・坊岡にせよ、豊岡市内にどこかつくるとすれば、香美町、新温泉からごみを運んでくるその運搬費は高くなります。しかし、3つばらばらにつくるよりも建設費の合計は一つでつくる方が安くなります。それから、施設の規模がばらばらの場合よりも大きくなりますから、処理が効率的になりまして、処理費が下がります。そのプラス・マイナスを両方合わせますと20年間で約38億円、これは市町民の実質負担で来るものでございます。これが安くなる。逆に言いますと、3つばらばらにすると38億円の住民負担がふえてしまうと、こういうことになります。

さらに、1市2町は、この財源の割り勘を合併特例債を利用することを念頭に置いておりますけれども、平成28年度以降はこの合併特例債が使えなくなります。したがって、もし谷口議員の言われたように1市2町がそれぞれこの状況を白紙に戻して、そこから一から計画をやりますと、27年に恐らく間に合わない。それだけで約15%さらに負担がふえます。それは合併特例債を使う場合と合併特例債が使えなくなって通常の廃棄物処理のための起債を使う場合との差でありますけれども、それが38億円にプラスということになりますので、財政の負担ということからいいますと、圧倒的に広域化の方がすぐれているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

その費用の負担のことでありますが、事業費及び市町負担金につきましては、熱回収施設、これはいわば焼却施設ですが、熱を回収しようということを出すために熱回収施設という言い方をいたします。174トン、それからリサイクルセンター37トンの事業費を現時点で104億3,000万円と見込んでおります。これには用地取得費や造成費や進入路等の費用は除いた、いわば施設本体についての費用でございます。これに今申し上げましたような用地費でありますとか造成費が上乘せされることとなります。1市2町の負担金のあり方ではありますが、広域処理で20年間で38億円のコスト縮減が見込まれますことから、このいわば利益を公平に分配をしようと、豊岡だけが得するとか新温泉だけが得をすることではなくって、同じ比率で1市2町がその38億円の恩恵を受け取ることができるようにしようということから負担割合を計算をし、決定をいたしました。その結果が費用負担割合を10分の1.5を均等割にする、これは建設費ということですが、10分の8.5を人口割によって分けると、こういったルールになっております。その結果、事業費が、さっき言いました施設本体の104億3,000万ということを前提にしました場合に、交付金を除く市町負担金は、豊岡市が48億8,400万円、香美町が14億6,300万円、新温泉町が12億6,300万円、端数は処理した数字でありますけれども、そのようなものになります。ちなみにこの公平にするという中には、例えば遠くから運ぼうとしますと、ごみの運搬車両が余分に要るといった、そういったものの購入費も含めて試算をし

た数字でございます。以上です。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 国の補助基準の関係で質問をいただきました。補助金という格好で循環型社会形成推進交付金と、こういったものがございます。この交付要綱によりますと、交付金の交付対象というのは人口5万人以上、または面積400平方キロメートル以上の地域計画対象地域を構成する市町村、あるいはまた該当市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体と、このようになっております。したがって、施設規模についての国の補助基準はございません。

それから次に、現在の施設の解体費用等の質問をいただきました。矢田川レインボーを含めまして、構成市町の既存施設の解体、これにつきましては、それぞれの市町が行うべきものでございます。組合の方でお答えする立場にはありませんので、この点、ご了解をお願いしたいと思います。

広域化によりまして、運搬費については、20年間で12億5,000万円の増加が見込まれる、このように試算いたしてあります。全体でございます。しかしながら、先ほど管理者が申し上げましたですけれども、スケールメリットによりまして、建設費、運営費が縮減されるということから、トータルでは38億円が縮減されると、このように試算いたしてあります。市町村の負担金については、縮減見込みの38億円を公平に分配するように費用負担の割合を決定いたしてあります。

運搬費についてですけれども、構成市町それぞれで負担願うということになります。

それから、地域振興の関係で質問をいただきました。

地域振興計画につきましては、昨年の12月2日の基本協定の締結をもって合意をいただいたものということになります。現在計画の掲載されてる事業は59ございます。そのうち国県事業が14事業、それから豊岡市の経常経費で対応する事業、これが5つの事業でございます。それから、施設整備の関連事業ということで、9つの事業がございます。それら以外の事業ということで31事業、このように大別ができます。31事業の概算事業費ということで、約8億円を見込んでいるところでございます。

市町の負担額につきましては、事業を実施しますときの国県補助金、あるいはまた過疎債、合併特例債などのそういった条件等によって不確定の要素が多分にあるわけでございますけれども、現時点で事業実施時の頭金と、それから地方債の交付税措置分を除きます実質的負担額については約2億7,000万円、このように試算をいたしたところでございます。構成市町の負担につきましては、1市2町共同で負担すべきものにつきましては均等割10分の1.5、それから人口割10分の8.5で案分をいたすことといたしております。

地域振興につきましては、基本方針にも書いておりますけれども、構成市町の財政状況も見据えながら、計画掲載事業のうち両区の要望順位が高く、かつ用地、関係者協議など諸調整の整ったものから年次計画により実施することと、このようにいたしております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 2番谷口議員。

谷口眞治議員 それで、ごみの発生量の関係について、私、資料をいただきましたので、あわせてちょっと伺いますが、先ほどの同僚議員のご質問の中にもありましたように、平成20年度と比べ

まして、計画と比べまして16%ほど減ってきておるといってお話がありました。今後もそういったことではごみの発生量は減少していくというふうな見通しが持たれるわけでありますけども、私が言いたいのは、現行の施設、確かに例えば香美町のレインボーにつきましては、平成25年ぐらいが大体耐用年数になるというふうなことでありますが、この施設についても十分大事に使いながらすれば、まだまだ使えるのではないかなというふうな思いがあるんですが、そういう中で、今後、ごみの量の推移によって、今現在対応しています、新しい施設ではなしに、現行施設で対応していくことが可能な、また、今の1日174トンの能力よりも、もう少し小さい施設、こういったことが検討が必要になってくると思いますが、まず、古い施設でこのまま何とか引き延ばしていくというふうなことについて、できないのかどうかということについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 3施設とも平成25年ごろ耐用年数を迎えるということでございます。施設でも3つでも修繕料が1億ないし2億ほど毎年かかっているというのが実態でございます。やっぱり大事に使いながら現在でも使っておるわけですけども、最終的にはやっぱり大きな修繕料が要る。もう修繕を通り超えた費用が要ると、要はそれを耐用年数とも言うんですけども、もう修繕で対応できないような状況に来るということでございますので、修繕というのも限界があろうと、このように思っております。

議長（岡 満夫） 2番谷口議員。

谷口眞治議員 それでは、先ほど私の質問の中で、今の国の補助基準ですけども、施設のいわゆる規模によって対象になるかならないかとお尋ねしたんですが、今のお話の中では、この交付金の対象では人口5万人以上と、それから面積が400平方キロ以上ですか、こういったことの2つしかないというようなことで、施設の大きさによって補助対象がないということで、そういう受け方をしていいでしょうか。いわゆる100トン未満ですね。これ対象になるとかならないかということでは全くないというふうに理解していいでしょうか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 今の交付要綱については、トン数については特に定めはございません。

議長（岡 満夫） 2番谷口議員。

谷口眞治議員 わかりました。

それから、矢田川レインボーの撤去費用、こういったことについては構成市町の方で当然負担を検討されたいというようなことでありました。こういったことなんですが、この撤去費用も含めてですが、組合としてこの辺については検討すべきではないかなというようなちょっと思いがあるんですが、せっかくきょうおいでするので、副管理者、香美町の町長、おられますので、その辺ちょっと経過について、考え方ですね、町でこのまま撤去費用については負担していくんだというふうなことの思いがあるかどうか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 長瀬副管理者。

副管理者（長瀬幸夫） お答えします。

撤去費用については、まだ、今、この施設が稼働してからのことでございますので、まだ数字的には考えておりませんが、大体概算で、20年度の一般質問で出ておる中で、同僚議員が質問しとる中で出て、約1億円というようなことが見積もられておるようでございます。以上です。

議長（岡 満夫） 2番谷口議員。

谷口眞治議員 じゃあこの1億については香美町が負担していくというふうな考え方でいいでしょうか。

議長（岡 満夫） 長瀬副管理者。

副管理者（長瀬幸夫） お答えします。

そのとおりでございます。各施設は各町であとは撤去はするということでございます。

議長（岡 満夫） 2番谷口議員。

谷口眞治議員 それから、費用の関係については今お答えいただきまして、周辺整備の費用についてもそれぞれ負担すべきについては1市2町でそれぞれ負担していくというふうなお話がありました。ただ、ちょっと気になりますのが、いわゆる用地買収の関係で、既に先ほど同僚議員の方がご質問があったんですが、いわゆる施設用地、それから搬入道路の建設費以外の用地についても構成市町の負担ということで、今回の補正で出とるんですが、こういったことになれば、今後、何ていいますか、地元の方の意向によって天井知らずの、そういう事業が今後出てくるのかどうか。いわゆる地域振興事業ということで、とりあえず今整理をしとるんですが、それ以外の経費負担というようなことが今後予想されますでしょうか、お伺いします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） けさほどの質問にもお答えしたわけですけども、地区からはいろんな要望が市の方でございますですけども、地域振興としての追加要望というのは現在のところ聞いておりません。

それで、今の37.4ヘクタールに関しまして、青天井にならないようというご質問なんですけども、これについては、もともと環境を保全するという観点から37.4ヘクタールが必要なんだと我々は思っております。ただ、地域振興の中でも先ほど申し上げました木谷溪谷森林公園、あるいはまた周辺緑地整備、環境学習施設の整備計画、こういった要望もあるというふうに補足的に説明したわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岡 満夫） 2番谷口議員。

谷口眞治議員 初めてで、私自身、とりあえずきょういろいろ勉強させていただきました。ただ、私自身、このごみ問題というのは、本当に顔の見えるところで、何ていいますか、やはりこの運動は進めていくということが基本ではないかなと思います。特にごみ問題というのは、これはもう本当にそれぞれの人間が、いわゆるごみということで、いわゆる排出するものについて、有用か不要かという、この基準だけでごみになるかならないかという、こういったことになってきます。そういった意味では、非常に、何ていいますか、住民自身の意識の持ち方によって大きく変わってくると

思います。そういう意味では、今、ごみ問題が非常に地球の問題にまでなっている。こういうことも含めてありますので、そういった意味では、やはりごみの減量化ということも含めて、最終処分
のこういう問題についても十分対応していかないかんとということで、そういったことでは、広域化
という大きな確かに中で対応するというのは一つの方法わかりませんが、しかしながら、今後の
ごみ問題については、やはりできるだけ自治体の中でしっかりと議論しながら、このごみ問題を
対応していくという方法、それからまた、処理の仕方についてもいろんな方法がありますので、そ
ういったことでは本当に、何ていいますか、顔の見える中で議論すべきではないかなということ
あります。きょうは少し、私自身、まだ勉強不足でありますので、また今後いろいろ勉強して、再
度またご質問等をしたいと思います。

これで終わります。

議長（岡 満夫） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして、発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局をいたしま
す。

暫時休憩いたします。再開は2時。14時。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時00分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次は、第7号議案職員の勤務時間等に関する条例の全部を改正する条例制定について、質疑に入
ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに決してご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

次は、第8号議案平成21年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、質疑に入
ります。質疑はありませんか。

3番青山憲司議員。

青山憲司議員 3番、青山でございます。午前からの一般質問をお聞きしておりまして、本補正予算
の内容について、相当議論されたわけでございますけれども、私の方から再度といいますが、もう
少し確認をしておきたいというふうに思いますので、質疑をいたしたいと思います。

まず、今回この補正予算で上げられております用地の取得費用であります予算、1億2,500万円の

土地購入費でございますが、この用地については、周辺の環境整備、あるいは緑地化といいますか、木谷溪谷の森林公園整備事業等、環境学習施設の整備事業等が今の地域振興計画の中にも含まれているというふうなご答弁もあったわけでありまして、その前に確認しておきたいのは、筆買いというふうなご答弁もございました。この37.4ヘクタールが果たして1筆でそういう面積になるのかどうかというところをまず確認しておきたいと思っておりますし、地域振興計画の中では、県の事業として、里山防災林の整備事業として20ヘクタールが面積として上がっております。この県の事業との整合性についてもぜひ確認しておきたいと思っております。

それと、これは市議会の方でも示された内容でありますけれども、自然体験ゾーンと歴史との遭遇ゾーンという、この2つのゾーンに分かれて、ゾーンが分けをされておりますが、この事業内容、具体的に先ほどの話では、自然体験ゾーンについては自然学習ですとか、こういった環境整備をしていくというような話でございましたけれども、歴史との遭遇ゾーンについてはこういった事業内容がどれほどの予算でもって計画をされるのか、ここのところを確認しておきたいというふうに思います。

とりあえず以上3点をお願いします。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

境事務局長。

事務局長（境 敏治） 何点が質問をいただきました。

それで、里山林との関係でございますけれども、里山林ということになりますと、当然入り口、あるいはまた民家沿いということになるかと思います。今回、進入路工事等も入ってきますので、その辺のところは県の方と調整しながら、手戻りにならないように、むだにならないようにやっていくように段取りをしておるところでございます。

それから、ゾーンの関係でございますけれども、歴史との遭遇ゾーンという格好で案としてお示しております。先ほども申し上げました。里山保全という格好で、今、有害鳥獣の問題等、直面いたしております。そういったことで、現代の社会が次に向かう暮らし方のヒント、そういったものを考えておりますし、それから、ここについては文化財が出土いたしております。そういったことで保存と古代の暮らしについて考える、そういったこともどうだろうかというふうなことを考えてます。それから、自然体験ゾーンという格好に書いてますけれども、これは例えばということですが、ピオトープだとか、それから昆虫観察だとか野鳥観察とか、こういったイメージであるわけですが、これもけさの質問にもございましたけれども、検討委員会を組織しながらその辺はやっぱりご意見をお伺いし、また議論しながらこれをやっていきたい、このように思っております。

それから、今、用地買収の関係で、筆数を質問いただきました。全部1筆なのかということでございますけれども、筆数にしては139筆でございます。1筆でございませぬ。139筆ということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 3番青山憲司議員。

青山憲司議員 今のご答弁でいきますと、このゾーニングされる37.4ヘクタールの中に、施設ももち

ろんその用地の中に含まれておるといふふうに見ておるわけですが、この中で具体的にどういふ事業が展開をされ、また、その事業について組合がどこまでかかわっていくのかということも明らかにまだされてないといふふうに思いますし、先ほどの一般質問の中でも、地域振興計画の中に一部は含まれますよということでもありますけれども、先ほどの例えば木谷溪谷の森林公園整備事業が果たして具体的にどういった内容で、どういった事業がされて、どれだけ予算がかかるのか、事業費がかかるのか、このあたりも私は今の地域振興計画と今回のこの用地取得との事業の関連で、整合がはっきりとられているのかどうかということがまだ明確になってない。県の事業であるこの20ヘクタールの里山防災林事業との整合性だとか、こういったものが今回のこの用地取得の中でどういった意味を持つてなのかというのがはっきり見えてこないわけですよ。ピオトープをする、あるいは自然観察をするとか、あるいは里山保全という、中には文化財もあるということでございますけれども、じゃあ文化財を保護したり保全したりするのに幾らぐらい予算が要って、その負担は各市町でどれぐらい持つのかといったところも具体的に見えてこない。この37.4ヘクタールという面積そのものが最近になって急にでてきたと。例えば地域振興計画の中で、トータルとしてこれだけの面積を取得して、地域振興計画の部分として地元から要求があって、要望が出て、こういう事業をするためにこの用地取得が必要だということであれば、むしろ理解もしやすいかなといふふうにするわけですが、そここのところの面積といいますか、事業計画、施設規模そのものと全体の37.4ヘクタールとの差が余りにも大きいと。そここのところが、私個人的にだけかもわかりませんが、すんと落ちてこないんですよ。ですから、森林の整備ということでは確かに必要性も、環境整備ということでは必要性も理解するところではありますけれども、その事業内容が明確でない。予算も明確でない。そこにもってきて、今回、この用地を取得しますということで1億2,500万が計上されるということで、どうしてもちょっと釈然としないものがございまして、ぜひそここのところをはっきりわかりやすくお願いしたいなといふふうに思います。

それと、先ほどのご答弁で139筆ということでもございました。筆買いをするのであれば、今の32人ですか、31世帯ある地権者の方々と、どういうんですか、用地買収の交渉についても、これを1筆として交渉していくことができるのかどうかも含めて、そのあたりのところで、この139筆という筆数がある中で、やっぱり1筆ごとの地権者というのは違うわけですから、それを大きくりにして、それを用地買収されるのかどうか、こここのところがちょっと、今の現地測量だとかそういうあれもあるんでしょうけれども、そここのところがもう少し、私、素人ですので、わかりやすく取得に際しての説明をいただきたいと思いますが。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 里山林との関係ですけども、私の答弁があれだったかもわかりませんが、里山林の場合も民家の裏ということが基本になりますので、今の37.4ヘクタールとは別のエリアということでご理解をお願いしたいなと、このように思っております。

それから、37.4ヘクタールがいきなり出てきたということでもございますけれども、当初予算の段階で、敷地造成分ということでとりあえず5ヘクタールの分の予算化をお願いしました。21年度の当

初にお願いしたわけですが、要は用地買収に着手する意思表示の予算と私は理解しとるんですけども、そういった説明をさせていただいています。

そのときにも質問がございまして、施設の周辺にはビオトープ整備とか、あるいは里山散策道、そういったことも検討していきたいと、こういうふうにお答えしたところでございます。ただ、地権者との説明会というのがまだ、7月17日に行ったわけですし、地権者の意向もお聞きしない中で、早々とそういったことを説明申し上げるのもなんだと思ひまして、その点ではそういう答弁をさせていただいています。基本的には施設の予定地あるいは進入道路の用地だけでなく、環境創造の取り組みの拠点ということで、用地の確保の必要性は当初から思っておったところでございます。

それから、ゾーンの中身で質問があったわけですが、基本的には今後検討委員会を立ち上げて、そこでご意見をいただきたいと思っております。したがって、個別の事業費をどう考えておられるのかというのはまだ未定でございます。今後、議論いただく中で、基本的には保全というものを基調といたしてまいりますけども、ご意見をいただく中で、その辺はまた詰めていきたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（岡 満夫） 3番青山憲司議員。

青山憲司議員 保全を基礎ということであれば、これだけの面積、今の里山林整備も含めれば、57ヘクタール余りの用地を整備と、それから市が購入してそこを環境保全という名目なりで整備をしていくということでありまして、それだけ各自治体の予算に余裕があるのかなというのはちょっとやっぱり疑問に感じるところなんですよ。例えば里山、森林公園の整備であるとか、あるいは施設の整備だけであれば、むしろ地権者の方からその用地をお借りするなりして、そこで整備ができることもやり方として僕はあるのではないかなというふうに思います。どうしても市が買い取ってそこをやらなければならぬ理由は何があるのかなというのをちょっと最後に聞かせていただきたいと思いますが、どこも各自治体とも大変厳しい財政状況の中で、確かに環境整備という意味では理解もしますし、そういった施設を拠点にして、環境教育であるとか、そういった学習、あるいは森林の整備をするということについては、私は反対をするものでもございませんし、この施設のあり方についてももちろん必要性は認識をしているところでありますので、その点については、今まで事業として進められてきた内容について、私は異議を唱えるものではありませんけれども、ここの地域整備に当たって、これだけの用地を組合が取得する意味合い、そのところがもう少し理解といいますか、できないというのが現実でございます。市が買い取る必要性ですね。地権者がおられて、例えば地権者の方がその山に入るのに、その山を整備して、組合が描いておられる環境整備ということであれば、何も取得するところまでの必要性があるのかな。あるいは市が買い取って、そこを整備して、ちゃんと環境教育にいつでも使える施設としたいということであるのだと思うんですけども、そのところの、環境整備と用地取得のところでもどうしてもすとんと落ちてこないというんですか、それを受け入れるというあれがないもんですから、施設だけ整備すればいいという認識ではないということは理解いただきたいと思うんですけども、私の思いは、だから周辺の環境整備とあわせてそのところを、139筆の必要性のところをもう少し丁寧に、私にわかりや

4 番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 やっぱり37.4に関連したことなんです、検討委員会を置いて、今からどういう事業内容にするかということを検討するんだというお話なので、ちょっと本末転倒してるんじゃないかと。その計画が明らかになって、そのための面積がこれだけ要る、あるいは事業費が要るということで、例えば補正予算を要望なさるといふのなら、これはこれで議論がしやすいんだけど、中身はよくわからないけれども、とにかく用地を買うんだという話が先にありますから、どうもわかりにくいということは当然ではないかと。だからこの点、何でこんなことになってしまってるのか、お尋ねをしたい。

それから、筆買いという問題なんです、ちょっと具体的な図面でお聞きしたいんですが、2500分の1地形図作成業務の委託料というのが決算でも上がってくる。この1、2、3、4という測地エリアを図示されている。それから、用地買収範囲図というのがあって、37.4ヘクタールはこの地域ですよという、そういう資料もお出しになっている。そうすると、37.4ヘクタール全体の地形図なり面積なりは、実測といいますが、航空測量なら航空測量、あるいは簡易な測量かどうか知りませんが、そういう測量は終わって、面積としては37.4というのは科学的に確定しているというふうに考えたらいいんでしょうか。というのは、筆買いというのは一般的に私の理解では、公簿面積でいくということじゃないかと思うんですね。公簿面積、193に分かれているという公簿で取引をすることを、関係地権者の会議で出席なさった方は異存がなかった。もともと売りたいと言っている人は、どうであろうと売りたいと言っているはずですから、そうすると、これは異存があるとかないとかいう以前の問題ということになっているのではないかと。

だからもう一遍お尋ねしますけど、土地購入費1億2,500万円と補償費7,100万円に見合う買い方は筆買いであると、筆買いというのは公簿面積でいくと。しかし、地形図を測量して、また、用地面積を図示された資料は、これは面積としては確定していると。そうすると、193の公簿面積、これで案分比例をして面積を出していくということになるんだらうかなと。そうでないと、37.4ヘクタールというのが無意味な数字になっちゃいますね。これが確定していないということになれば、ですからそのことをちょっとお尋ねしておきたいということです。

それから、地域振興計画というのはもともと手を挙げた地域に応分のご褒美を上げますよという性格のものであって、それが管理者の言うところの環境整備にも役立つからと、両方がいいじゃないかという事業として地域振興計画が立てられている。ところが、地域振興計画というのは名札がついてるんですね。公民館の施設を充実してほしいとか、それから公民館をきれいにしてほしいとか、がけを何とかしてほしいとか、道路つけてくれとか、ランプをつけてくれとか、いろいろある。ところが、今ご提案になってる37.4ヘクタールについては何をしてくれと言っておられるのか、これが地域振興計画であるならわからないと。例えば今、管理者が言った、のり面その他が困るから、必要なのり面は買いましょうと、これはわかります。しかし、それだったら37.4ヘクタールにとってもならないと。それから、里山としての山林の中に入っていき管理道が必要だと、管理道をつくるのに多少の補助金をひっつけようかということだったら、これもまたわかる。けれどもそうではな

くて、もうばさっと買っちゃうというわけですから、こんなことしよつたら、公共事業をやるときに、うちも環境整備賛成だから買ってちょうだいよと言つたら、ここではいいが、あつちはだめというわけにいかんのじゃないかなという気もするから、どうも今までの公共事業のあり方とはえらい違う話になってきているように思うので、その点、今度の補正予算は極めて特異なものであるなという感じがするので、お尋ねしておきます。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 37.4ヘクタールで検討委員会との整合はどうだということでございます。ご指摘いただいたわけですが、今の37.4ヘクタールの利用については、大きくこの2つのゾーン、こういったものをお示しをしております。ただ、何も示さずに37.4というわけにいきませんので、こういう考え方で事務局はおります。ただ、その詳細等については検討委員会を設置して検討いただきたい。そのための予算を今回お願いしたいということでございます。

それから、筆買いの関係で、今の中途のことでご質問がございました。確かに2500分の1の地図を作成しながら、その地図をもとに今の用地買収範囲の面積を確定いたしております。37.4ヘクタールというのは、この詳細な図面、2500分の1をもとにした詳細な図面でもって37.4ヘクタール、これを確定いたしております。筆買いというふうに言ったわけですが、当然登記簿上の筆面積というのはあるわけですが、それとの要は倍率、要は縄伸びと普通は言うんですが、山林と農地とに分けて、37.4ヘクタールの中で縄伸び率を考えて買わせていただくということでございます。山林の場合と農地の場合は一般的に縄伸びが違いますので、山林の分、それから農地の分に分けて、縄伸び率で買わせていただく、このような思いでございます。

それから、地域振興の関係で質問をいただきました。けさも言っとったわけですが、今回の施設は単にごみ処理施設を配置するのではなくて、周囲一帯を環境創造の取り組みを展開するエリアといたしまして、その中にごみ処理施設を配置する、このような考え方であります。近年こういった施設を建設する組合もございます。見に行かせていただくわけですが、やっぱり新しい施設については、当然施設の敷地だけでなく、環境保全のエリア、そういったものを含めて実際には土地を取得をし、森林保全をしたり、それから公園をつくったり、こういった格好にしているというのが実態でございます。今回も同様に、先ほど申し上げました周囲一帯を環境創造の取り組みを展開するエリアと位置づける中で、その中にごみ処理施設を配置をしたい、このような考え方でありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（岡 満夫） 4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 もう一度確認をしておきますが、そうすると、37.4ヘクタールというのは図面上も確定していると、しかし、193筆に分かれている面積については、公簿上は、つまり登記簿上は確定しているけれども、どこが境であるとか、実際実面積がどれだけであるとかというのはもう実測をせずに、縄伸び率でいわば比例配分するということですね。そういう理解でいいのかというのが1点と、それからもう一つは、簡単に言うと、買うという話が先あって、そして買ったからには有効活用しないといけないと、したがって、もともと大筋の考え方であった環境整備、自然環境です

か、をよくしていくエリアの考え方に沿ってよい計画をつくろうじゃないかと、大筋の考え方は自然体験ゾーンというのと歴史との遭遇ゾーンという、だれにも説明できないゾーンを設けておると、こういうふうに理解したらいいというふうに見ていいでしょうか。どうでしょうか。もう少し違った説明があればしてください。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 細かく事務局の考え方を示すというのは今ちょっと早いと思います。今後、検討委員会で議論していただくためにも、今は大くくりの事務局の考え方をとりあえずお示したということでございます。

今の境界の関係でご質問をいただきました。当然、筆買いをするということで、境界の確定は必要ございません。ただ、立木調査をこの前からいたしておりまして、土地の境界ではなくって立木、立ち木ですね、立ち木の要は境界を確認、この前作業をいたしました。土地の境界はいいんですけど、この木はおたくさんの木でしょうか、こちらの木でしょうかということを仕分けをしなくては立木調査できませんので、地権者の皆さんに立ち会いしていただいて、立木の所有のくくりをさせていただいて、その中のくくりの中で立木調査を個別にやっていったと、こういったことで、そういう意味での境界の立ち会いはしていただきました。以上でございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 一つだけ補充しておきますが、そうすると、37.4ヘクタールの中、193筆の中の土地と立木については、全地権者がそういう調査で筆買いでよろしいということをご承諾なさっているというふうに理解していいですか。だれも異存はなかったと、ということですか。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 7月17日の土地関係者会議でその旨を説明いたしました。特に異論はなかったようでございます。ただ、そのときに10名ほどしかお見えでなかったわけですので、その後、欠席者の方については書類を持ってお伺いいたしました。お話しできる方にも説明しながら理解を求めたわけですが、特に異論はございませんでした。反対者の方もありますので、そこに行きますと、どういうんですか、話し合う余地もないところもあるわけですが、一応説明を聞いていただけの方については説明し、特に異論はございませんでした。

議長（岡 満夫） ほかに質疑はございませんか。

6番古池信幸議員。

古池信幸議員 補償金7,100万円につきましてお尋ねいたします。これの内訳ですね。これについても算出単価、これがあると思いますので、2点お尋ねいたします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） これは県の方の単価で決まっております、その単価を用いております。その単価というのは、要は胸高、幹回りで違います。また、杉かヒノキか、それによって違います。まちまちでありますので、今の胸回りですか、直径で計算をいたしております。

本数等につきましては、入れない場所もあるわけですが、近くに行って植林の状況を見る中

で、ある程度の目安は立てて算出をいたしております。ということで、今回立木の分の不足分ということで、7,100万円の補正をお願いしたいと、このように考えております。

議長（岡 満夫） よろしいか。

ほかに質疑はございませんか。

3番青山憲司議員。

青山憲司議員 ただいま議案となっております補正予算第1号について、継続審査の動議を出したいと思っております。よろしく申し上げます。

ただいま青山議員より第8号議案を継続審査の動議が提出されました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（岡 満夫） ただいまの動議、1人以上の賛成者がおりますので、成立をいたします。

ただいま動議を出されました青山議員より動議の趣旨説明を求めます。

3番青山議員。

青山憲司議員 ただいま当局より提案されました補正予算（第1号）でございますが、午前中の一般質問の内容も含め確認をさせていただきましたところ、現在、用地買収で購入費で提案されております1億2,500万円、37.4ヘクタールについて、その事業内容、それから事業目的、これについて具体性を欠けてる。そして、この事業について、地域振興計画との整合性について、もう少し不明な点がある。そして、事業予算、地域振興計画との予算の整合性、あるいはこの事業内容について明らかになってないところがある。これについては検討委員会ということでございますが、本来この事業用地を取得する際には、その目的、内容について明らかにされた上で、事業、取得についての予算が組まれるべき。今後、この事業について、どれぐらいの予算がかかるのか、あるいは具体的な事業が何となされるのか、このことがまだ明確になってない段階での用地取得について、若干、今の段階で決議といいますか結論を出すということは時期尚早というふうに考え、動議の提案とさせていただきます。以上です。

議長（岡 満夫） 説明は終わりました。

これより第8号議案に関する動議を議題として採決をいたします。

この動議に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（岡 満夫） 起立少数であります。よって、第8号議案に関する動議は否決されました。

これより第8号議案の討論に入ります。討論はありませんか。

4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 継審動議が否決をされましたので、残念ながらこの議案には反対をせざるを得ないということでございます。

第1点は、今から検討委員会を置いてこの計画の内容をつくるというのでありますから、本補正予算はもともと成り立たないと私は思います。

第2番目に、37.4ヘクタールというものの範囲の合理性がしたがって明らかでないということでもあります。しかも立ち木補償費等を含めると2億を超えるわけでありまして、さらにこの上に何らかの事業を展開するということになるわけでありまして、やっぱり全貌を明らかにした上で当局は提案をなさるべきであったというふうに思います。

さらに、質疑でもお尋ねをいたしましたところ、37.4ヘクタールは用地としては確定していると、それから、筆数も139で31世帯ですか、の方々の所有権があることも確定していると。ところが、地権者の説明会に出席した人は比較的少なく、31世帯とおっしゃったんですから、10人といったら10世帯だろうと思いますが、そして欠席した方のところをお訪ねになって説明をしたところ、格別異存はなかったと。ところが反対者の人たちもいるというご答弁でございましたから、全く異存がなかったわけではなくて、大異存があるために物も言わなかったという人もいるというわけでありまして、この買収予算はまたしても頭越しにこれを執行せざるを得ない。執行できるのかなという心配もあります。

こういうものを議会が何の批判もなくこれを通過させるということは大変問題でありますから、本来は1会期置いて、議会としてもよく調査をして、関係地権者のご意見も伺って、確かめた上で審査をすべきだということが私の本意でありまして、本当に地元の方が環境整備のためにどうしても必要だということをおっしゃっているのであれば、我々も現地も見せていただいて、果たしてそういうことができるかどうかということなども勉強しなくてはなりません。何の暇もない。これはまことにはしたくない言い方でございますが、この時期、もう本当に豊岡の市議員諸君、決意をしている人は浮き足立ってる時期にこういうことが出てきておりますから、勉強するといったら、これはもう私の勝手ですよ。勝手ですけど、まことに不本意な時期に不本意な予算が出てきて、まことにけしからんと言いたいぐらいであります。管理者は怒ってるけど、仕方ない。いうことでありまして、まことに不本意な予算に不本意な反対をしなくちゃならんということであります。

以上、ご賛同よろしくお願いたします。

議長（岡 満夫） ほかに討論はございませんか。

10番川口匡議員。

川口 匡議員 10番、川口でございます。ただいま議題となっております第8号議案平成21年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

ただいま反対討論の中で、施設整備検討委員会と、そして37.4ヘクタールの施設購入の関連でご指摘されたというふうに思いますけれども、この37.4ヘクタールの事業の内容が明確でないというご指摘もございましたけれども、私は、今回の提案について、何ら矛盾するものではないというふうに考えているところでございます。37.4ヘクタールと、そして施設整備検討委員会での検討と同時並行で進んでいいものというふうに考えております。当然この施設整備検討委員会で具体性の提案がなされるものと期待しているところでございます。

申し上げたいのですけれども、本案は、当組規約第3条に掲げる共同処理する事務である広域ごみ・汚泥処理施設の設置について、懸案であった進入路ルートの整備方針についても地元との調

整が整い、土地関係者への説明も終えまして、用地買収の事前準備として、補償費算定のための立木調査等もおおむね終了いたしまして、いよいよ用地買収に着手することとしての所要の経費を計上したものでございます。今回、37.4ヘクタールの施設用地買収を計画されようとしておりますが、単に廃棄物の処理施設を整備するという観点ではなく、生態系等との共生や周辺環境に配慮し、市民や地域の方々に親しみを持たれるような総合的な整備を目指すとの方向性は、これからの施設整備のあり方としてはもっともな考え方であるというふうに考えております。さらに、用地買収にご協力いただく地権者の方々のお立場なども考慮すれば、買収を予定する範囲についても適切妥当なものと考えられます。

したがって、確かに地元での反対等々もございますけれども、組合におかれましては引き続き反対意見や施設整備の疑念をお持ちの方々には理解を求められるよう努力されつつ、着実かつ円満に事業推進が行われることこそが肝要と考えております。よって、本案に賛成するものでございますので、議員各位のご賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。賛成の討論といたします。以上です。

議長（岡 満夫） ほかにございませんか。

（討論なし）

議長（岡 満夫） 討論を打ち切ります。

これより第8号議案を起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岡 満夫） 起立多数であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

次は、第9号議案平成20年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番古池信幸議員。

古池信幸議員 お尋ねいたします。

選定委員会の資料をいただきました。資料によりますと、要綱の改定が3度でしたが、平成19年10月1日から始まっておりませんが、10月10日からと11月27日からと、それから平成21年の2月12日からと、3度、要綱の改定が行われております。

そこで、私が指摘したいのは、選定委員会の任務は用地を選定する。用地を選定したら委員会は終了するんだというふうになっております。用地選定をした結果、平成20年の4月23日でしたが、選定結果の発表がありまして、森本・坊岡になったというふうにあるわけですが、その段階での要綱には、現在の要綱にある前項の報告後における選定に至る経過の説明、周知及び住民の理解を求めることに関することというのが第2条3項にあります。これは入ってなかった。入っていないということは、それまでの要綱が有効であるわけですから、最終の平成19年11月27日に改定された要綱においてもこれは入っていません。これから考えますと、平成20年度の決算の中で使用されておりました選定委員会への報酬、これは使うことができない報酬を使っていたという

ことになるのではないかと思います、その点について、まず質問いたします。

議長（岡 満夫） 境事務局長。

事務局長（境 敏治） 確かに4月23日、選定を終えていただきました。ただ、選定委員会としては、報告書の取りまとめがございませぬ。そういった意味でもって選定委員会も開催し、その議論の中でこういった反対活動が出てきて、反対活動の中で選定の不透明性、こういうのが指摘があった。それならば、これは選定委員会の責任じゃないかということで、もともと報告書の取りまとめで選定委員会をしとったわけですけども、その中でそういった状況をかんがみて、改正して対応することになったということで、何ら問題ないものと、このように思ってます。

議長（岡 満夫） 6番古池信幸議員。

古池信幸議員 選定委員会の設定時の文言はこのように書いてあります。選定委員会の目的、候補地を選定すること。委員の任期、委嘱した日から検討が終了したとき（3月を予定）までとします。これが1カ月おくれて4月になったわけでありませぬ。ということで、今のご答弁は、場所を選定するという任務を帯びた選定委員会の仕事が終了するのは3月が予定だったけれども4月になったと。この段階で終えるべきであって、その後については選定委員会が責任を持って、何ていうんですか、事後のことについて活動するということは、要綱では求められていないし、要綱外の仕事をしたと。また予算も支出されたと。選定委員会がたしか2回か3回結果報告後に行われておるということは、私は予算の執行上問題があるというふうに考えております。結局何回4月の23日の報告後に選定委員会を開催され、幾ら選定委員に対して報酬を支払われたか、質問いたします。

議長（岡 満夫） 土生田施設整備課参事。

施設整備課参事（土生田 哉） ただいまいただきましたご意見につきましては、本年の2月の定例会のときにもご意見をちょうだいいたしました。その際にも委員会の要綱の第10条で、その他が委員会に諮って定めることができるという規定に基づきまして現在委員会が継続しているというご答弁を申し上げ、なおかつそのような検討途上にあることから、現在も委員会は存続しているというふうに考えている。なお、現在の要綱ではこれらの運用方法では誤解を招くおそれもございませぬので、委員会の所掌事項として、選定経過などの説明、周知、その他必要な事項などを明記いたしたいということで、一番直近の改正を行ったものでございませぬ。以上でございませぬ。

議長（岡 満夫） 6番古池信幸議員。

古池信幸議員 ただいまの答弁で判明いたしましたように、本年2月12日に初めてやってる行為を合法的にするために要綱を作成したということなんです。ですから私が今質疑いたしておりますように、選定場所を報告した以後の何回かの支出行為は違法であると私は思って質問しております。2月段階では、この経過についての正確な要綱の改定の文言が手に入っておりませぬでした。今回、資料要求をいたしまして入ってきたわけで、明確になって、私が質問したこと、疑義に感じておったことは間違いでなかったということがわかりましたので、この場で質問しておるわけでありませぬ。繰り返しますが、今の答弁でありましたように、本年の2月12日に要綱を改定して、追認をしたということがあると思ひますが、そうじゃないですか。

議長（岡 満夫） 土生田施設整備課参事。

施設整備課参事（土生田哉） その当時のご答弁でございますけれども、委員会の任期につきましては、旧の要綱の第4条に掲げられておりますとおりに、委嘱の日から検討が終了した日までというふうにいたしておりました。ただ、その運営につきまして、委員会そのものの運営につきましては、委員会の要綱で第10条、補足の中で、委員会に弾力条項をゆだねられております。委員会として必要があって開催をされている、そのような形で存続をいたしておりました。ただ、その当時、議員の方からもご指摘をいただき、紛らわしいのではないかという声もありましたので、委員会としては、自分たちの責任を明らかにしようという、そういうスタンスで委員会の要綱を改正をいたしたという形になっております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 質疑はほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

6番古池信幸議員。

古池信幸議員 平成20年度一般会計歳入歳出決算につきまして、反対の立場で討論いたします。

ただいま質疑でも申し上げましたんですが、選定検討委員会への支出については、私は要綱に違反していると判断いたしました。そういう違反支出がある決算については認定できないというふうに思います。

また、1点、環境アセスメントに入ったわけでありますが、これにつきましても、現地では反対、立ち入りを拒否する方々、そういう方もあるわけでありまして、やはり環境アセスメントに入るまでに、理解をしっかりと得るという努力が本当になされたのかどうかという点が甚だ十分でなかったと思うわけであります。といたしますのは、4月23日に森本・坊岡と決定された後、賛成の方、もちろん区の役員さんたちは賛成されたということでありまして、そうでない地権者の方もおられるということがだんだんわかってきた中で、そういう方たちのご意見あるいはご理解、そういうのを十分に求めることなしに環境影響調査に入ったということは、これはやっぱり頭ごなしの、地域住民にとっては大変厳しいことを勝手にといたしますか、強引にやるものだなという印象を与えた。そういうことが後々の交渉事においても困難をもたらすことになっていくというふうに私は感じます。

そういう点から、今回の決算につきましては不認定ということで、討論をいたします。

議長（岡 満夫） ほかに討論はございませんか。

11番木谷敏勝議員。

木谷敏勝議員 第9号議案平成20年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、認定すべきものとの立場から討論をいたします。

本組合が行う事務である広域ごみ・汚泥処理施設の設置については、平成16年に合併前の北但1市10町で、すべての議会で議決され、その後、市町合併を経てきょうまで施設整備への取り組みが

続けられてきました。平成20年度は新たな候補地を森本区、坊岡区に決定し、基本協定の締結、生活環境影響調査などの実質的な事業スタートに位置づけられる決算であります。昨年4月23日に候補地が決定され、地元説明や先進施設の視察などを通じ、地元や周辺の方々にも理解を求められ、12月2日には地元両区と組合の3者で基本協定も締結されており、住民の方々のおおむねのご理解はいただいた中で生活環境影響調査などに着手したものであり、いずれも適正に事業執行が行われたものと考えます。

選定委員の任期等については、本年2月の第70回定例会において、先ほどの質疑もありましたけれども、候補地の評価のみならず、フォローアップなどの委員会の責務と判断され、説明責任を果たされようとしたものであり、委員会の意向をもとに要綱改正を行うなど、適切な対応がされているものと考えます。

よって、本決算は認定すべきものと考え、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岡 満夫） ほかにございませんか。

（討論なし）

議長（岡 満夫） 討論を打ち切ります。

これより第9号議案を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岡 満夫） 起立多数であります。よって、第9号議案は、原案のとおり認定されました。

次に、議会運営委員長から所管の事務について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） ご異議なしと認めます。よって、第72回北但行政事務組合定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会 午後2時57分

〔議長閉会あいさつ〕

議長（岡 満夫） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る10月1日に招集されまして、本日まで8日間にわたり、条例1件、補正予算1件、決算認定1件の合計3議案について、慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することが

できましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

また、管理者を初め当局各位におかれましては、引き続き広域ごみ・汚泥処理施設建設事業の円滑な推進と安全・安心な施設づくりへ向けて、最大限の努力を願うものであります。

終わりに当たり、議員各位に諸行事多端な折から、どうかご自愛されまして、一層のご活躍を賜りますことをご祈念申し上げ、簡単粗辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る10月1日に開会いたしました第72回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し、心から深く敬意を表します。

今期定例会には、私から3件の案件を提案いたしました但、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

一般質問や議案質疑において議員各位から事業推進についてのご意見、ご助言も多数ちょうだいいたしましたところですが、今回、用地取得経費などをお認めいただきましたことから、今後は地権者の方々に用地への協力をお願いする段階へと移行してまいります。

議員各位におかれましては、今後とも施設整備事業並びに地域振興施策の推進などに格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。